

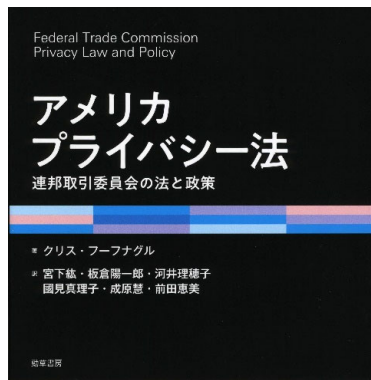
個人情報保護法の現在 —令和3年改正法 2倍速徹底解説

弁護士・ひかり総合法律事務所
情報法制研究所（JILIS）理事
板倉陽一郎

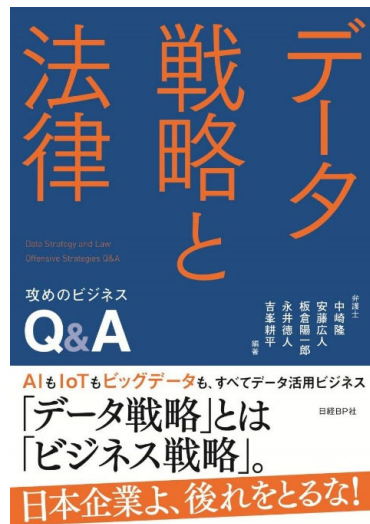
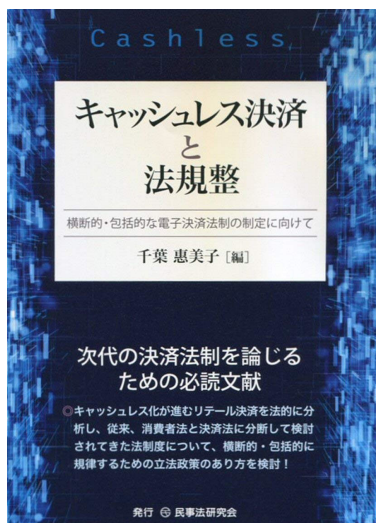
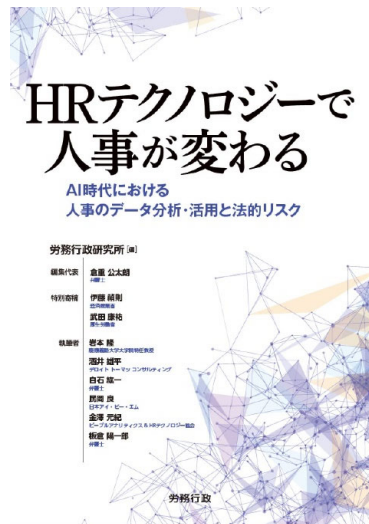
自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員，2018年5月より国立情報学研究所客員教授。2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。2021年4月より国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員。
- 消費者庁・デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会委員、総務省・情報通信法学研究会構成員、IoT推進コンソーシアム・データ流通促進WG委員等。
- 法とコンピュータ学会理事、日本メディカルAI学会監事、一般社団法人データ社会推進協議会監事等。

近著



法制度、判例、連邦取引委員会による政策を詳説。実践的アプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を理解する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても詳説する。



現在の法制度、実務状況に基づいた「地に足のついた」AI・ロボット法。Q&A方式でコンパクトに解説。伝統的な法分野の観点から重要問題を洗い出し、可能な限り実定法に則した解説を行う。



制度改正の背景と課題

2003年（平成15年）個人情報保護法成立（2005年（平成17年）全面施行）

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年（平成27年）個人情報保護法改正（2017年（平成29年）全面施行）

3年ごとに見直し規定が盛り込まれる
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年（令和2年）3年ごとに見直し規定に基づく初めての法改正

令和2年改正

2021年（令和3年）個人情報保護制度の官民一元化

令和3年改正案※

個人情報保護法改正

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

令和2年改正

令和4年4月全面施行

いわゆる3年ごとに見直しに基づく改正

利用停止・消去等の拡充、不適正利用の禁止、
越境移転に係る情報提供の充実、「仮名加工情報」の創設 等

- ✓ 個人の権利利益の保護と活用の強化
- ✓ 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ✓ A I・ビッグデータ時代への対応 等

2020年改正の施行日：2021年4月1日

2021年改正（50条）の施行日：2021年4月1日（想定）

2021年改正（51条）の施行日：2022年4月1日？

⇒事業者は2020年改正と2021年改正（50条）に同時に対応

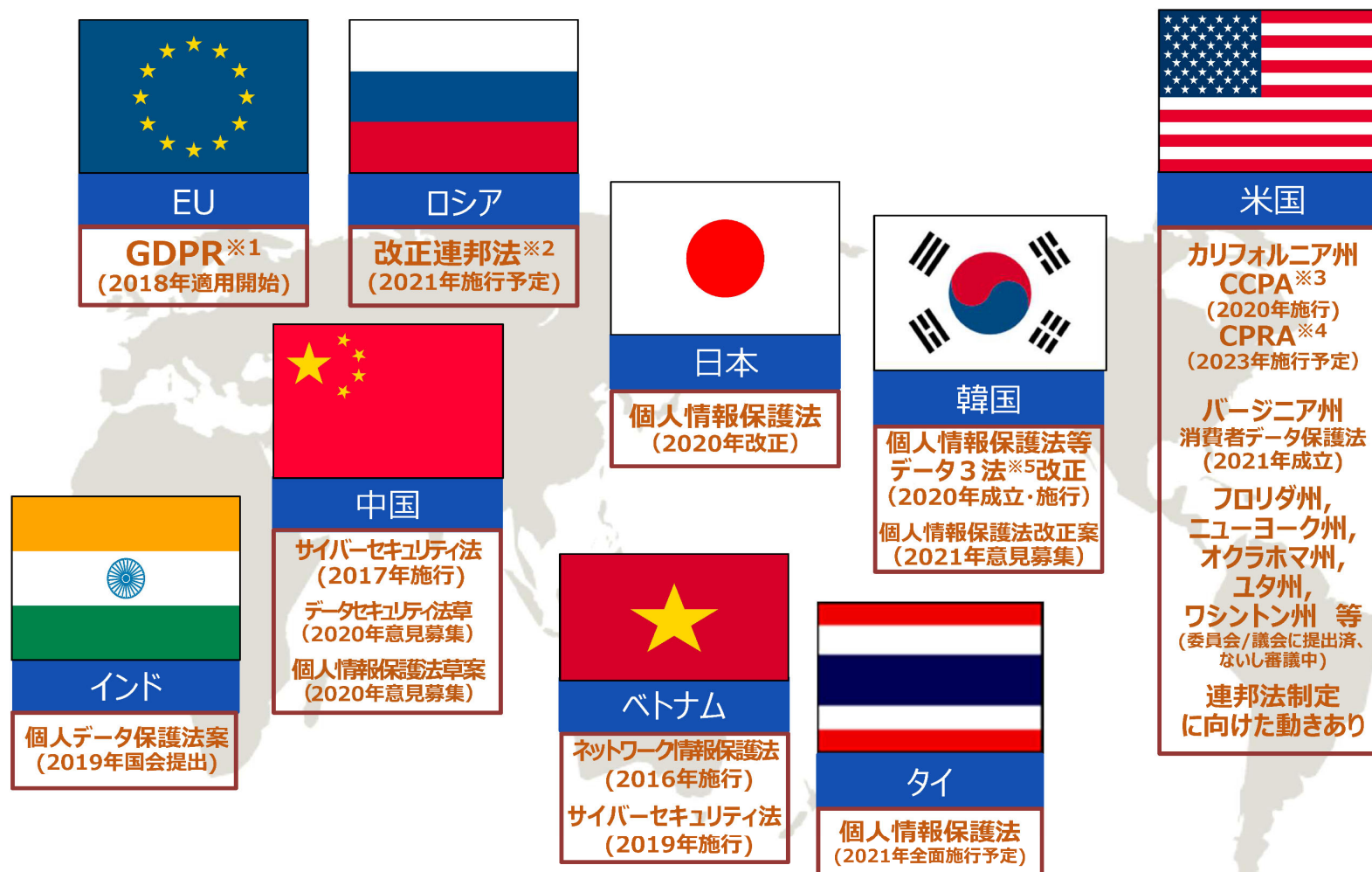
令和3年改正案

公布後1年以内施行
（地方部分は公布後2年以内施行）

個人情報保護制度の官民一元化

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

(参考) 世界の主な個人情報保護関連の立法の動き (2015年以降)



※1: GDPR: General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)

※2: 2006年個人データに関するロシア連邦法の改正法が2020年に成立

※3: CCPA: California Consumer Privacy Act of 2018 (カリフォルニア州消費者プライバシー法)

※4: CPRA: California Privacy Rights Act of 2020 (カリフォルニア州プライバシー権利法)

※5: 個人情報保護法、情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律、信用情報の利用及び保護に関する法律

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

2020年改正法概要資料

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、**今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。**

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和**する。
- **保有個人データの開示方法**（※）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**
- （※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする。**
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象とする。**
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。**
- （※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
- （※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定
- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**
- （※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務付け**る。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる。**
- （※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ **1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**
虚偽報告等：30万円以下の罰金 → **50万円以下の罰金**
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。**
- （※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金） → **1億円以下の罰金**

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

- **その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。**

2021/9/29

『情報法制レポート』創刊記念号

7

デジタル改革関連法案の全体像

https://getnews.jp/archives/2905021/hirai_dg_01
より引用

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案（仮称）※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める49法律を改正）
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案（仮称）

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣（仮称）のほか、特別職のデジタル監（仮称）等を置く

⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）

- ✓ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（仮称）

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
 - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
 - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
 - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
 - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
 - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
 - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
 - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
 - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

1. 国会における審議の経過

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」は、令和3年2月9日に第204回国会（常会）に提出された。国会における審議を経て、同年5月12日に成立、同月19日に公布。
- 国会審議において、個人情報保護法改正関係については、主として、
 - ①法案提出の背景、②委員会による行政機関等に対する監視、③地方公共団体等への影響、④外国制度との比較、⑤委員会の体制整備 等について、質疑が行われた。

○ 衆議院

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ・ 令和3年3月9日（火） | 趣旨説明、質疑（本会議） |
| ・ 令和3年3月10日（水） | 趣旨説明（内閣委員会） |
| ・ 令和3年3月12日（金） | 質疑（内閣委員会） |
| ・ 令和3年3月17日（水） | 質疑（内閣委員会） |
| ・ 令和3年3月18日（木） | 参考人質疑（内閣委員会） |
| ・ 令和3年3月19日（金） | 質疑（内閣委員会） |
| ・ 令和3年3月24日（水） | 質疑（内閣委員会総務委員会連合審査会、内閣委員会） |
| ・ 令和3年3月31日（水） | 質疑（内閣委員会） |
| ・ 令和3年4月2日（金） | 質疑、討論、採決、附帯決議（内閣委員会） |
| ・ 令和3年4月6日（火） | 可決（本会議） |

○ 参議院

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ・ 令和3年4月14日（水） | 趣旨説明、質疑（本会議） |
| ・ 令和3年4月20日（火） | 趣旨説明、質疑（内閣委員会） |
| ・ 令和3年4月22日（木） | 質疑（内閣委員会） |
| ・ 令和3年4月27日（火） | 質疑（内閣委員会総務委員会連合審査会、内閣委員会） |
| ・ 令和3年5月6日（木） | 参考人質疑（内閣委員会） |
| ・ 令和3年5月11日（火） | 質疑、討論、採決、附帯決議（内閣委員会） |
| ・ 令和3年5月12日（水） | 可決・法案成立（本会議） |

2. 国会における附帯決議①（個人情報保護法関係抜粋）

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年4月2日衆議院内閣委員会）（抜粋）

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の事項の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めること及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、個人情報保護委員会の体制強化を図ること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外としないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

2. 国会における附帯決議②（個人情報保護法関係抜粋）

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月11日参議院内閣委員会）（抜粋）

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の諸点の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めること及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定することができる旨を、地方公共団体に確実に周知するとともに、地方公共団体が条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することにより業務量が増大すると見込まれることに鑑み、その任務を果たすことができるよう、必要な人材の確保を含め体制強化を図ること。また、個人情報保護委員会は、地方公共団体から必要な情報の提供又は技術的な助言を求められた場合には、迅速に対応すること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外としないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

4. 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進める。
- 影響が大きい主体（原則として民間部門の規律が適用される規律移行法人等、法律による共通ルールが適用される地方公共団体等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等）を中心として、改正法や政令等の十分な周知を行う。
- 所掌業務の増加に対応した適切な組織体制を検討し、整備する。

○ 政令・規則・ガイドライン等の整備

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応における意見聴取などを通じ、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めることとする。
- ・ ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を、可能な限り明確に示すこととする。

○ 改正法や政令等の周知

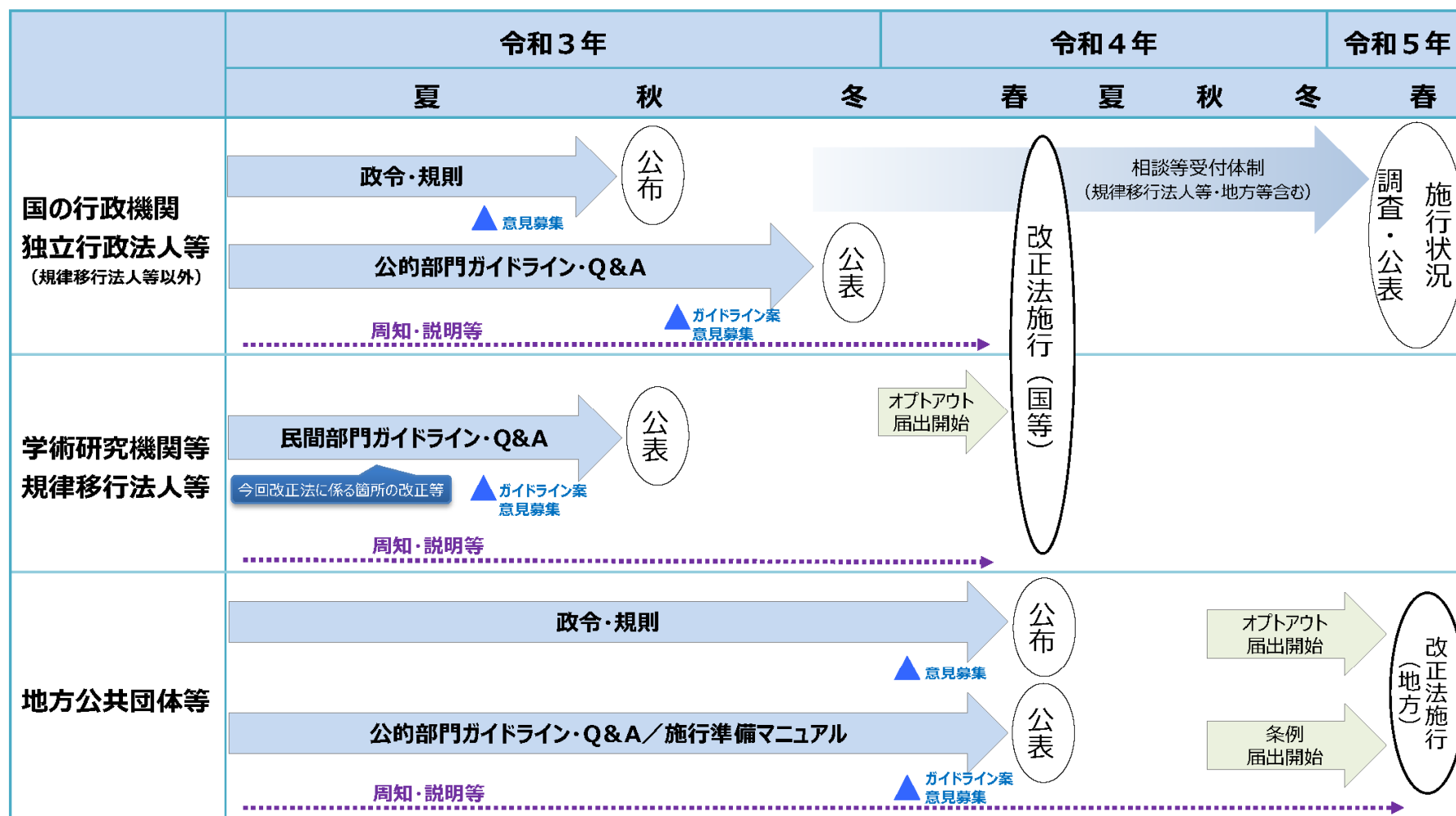
- ・ 説明会や個別の問合せへの対応等を通じて、改正法、政令・規則・ガイドライン等の周知を図る。
- ・ 地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保する。
- ・ 民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う。

○ 組織体制の整備

- ・ 行政機関等に対する監視権限の行使、地方公共団体からの求めに応じた情報の提供、総合案内所の整備等、所掌業務の増加に対応すべく、適切な人員・組織体制を検討し、整備する。
- ・ 改正法の全面施行に先立ち、これまでの民間事業者や個人に加えて、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する。

5. 改正法の施行準備スケジュール（案）

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」



※ このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月に施行予定。
 ※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について

令和3年8月



1. 令和3年改正に伴い整備を要する関係政令、規則、ガイドライン等

第181回個人情報保護委員会[資料1-1]「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について」

- 個人情報保護法施行令の改正等（令和4年春施行分）
- 個人情報保護法施行規則の改正等（令和4年春施行分）
- 民間部門ガイドラインの改正
 - ・ 通則編
 - ・ 外国にある第三者への提供編
 - ・ 第三者提供時の確認・記録義務編
 - ・ 仮名加工情報・匿名加工情報編
 - ・ 認定個人情報保護団体編

（今回意見公募手続を実施するもの）

※ 上記については、令和4年4月1日の施行を予定。

- 個人情報保護法施行令の改正等（令和5年春施行分）
- 個人情報保護法施行規則の改正等（令和5年春施行分）
- 個人情報の保護に関する基本方針
- 公的部門ガイドライン等の策定

（今後整備する予定のもの）

2. 令和3年改正個人情報保護法 政令・規則案の概要

第181回個人情報保護委員会[資料1-1]「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について」

○ 基本的な考え方（第176回委員会で示した考え方を踏まえた整理）

- 令和3年改正個人情報保護法（以下「令和3年改正法」）で行政機関個人情報保護法等の現行の規律を踏襲した部分については、行政機関等に関する既存の政令・規則と同様の規律を政令・規則案において整備する。【大半の改正事項はこれに該当】
- 令和3年改正法で、行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して規律の充実や適用関係の整理を図った部分や、令和2年改正を踏まえるなどして行政機関等に関する新たな規律を設けた部分については、令和3年改正法の趣旨や、令和2年改正後の民間事業者に関する政令・規則との整合性及び公的部門の実情を踏まえて、以下のとおり、必要な規律を政令・規則案において整備する。

事項	令和3年改正法の内容	政令・規則案の規律内容
行政機関等と同様の安全管理措置を講ずべき業務 【政令事項】	法別表第2に掲げる法人等（規律移行法人）については、原則として民間部門の規律を適用するが、規律移行法人が法令に基づき行う業務であって政令で定めるものについては、行政機関等における安全管理措置の規定を準用する	- 規律移行法人が法令に基づき行う業務のうち、公権力の行使に当たる行為を含む業務について、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずべき業務として規定する（改正後個人情報保護法施行令第18条）。 ※ これらの業務については、従業者の義務（法第67条）及び罰則（法第171条及び第175条）についても、行政機関等の職員等と同様の規律の適用を受ける。
任意代理人による開示等請求 【政令事項】	行政機関等に対する開示等請求について、行政機関個人情報保護法で認められている法定代理人に加えて、任意代理人による請求が認められる	任意代理人が開示等請求を行う場合に提示し又は提出しなければならない書類について規定する（改正後個人情報保護法施行令第21条第3項）。
漏えい等報告・本人通知の対象となる事態 【規則事項】	民間部門の規律を踏まえ、行政機関等において保有個人情報の漏えい等が生じた場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務付ける	- 漏えい等報告・本人通知の対象となる個人の権利利益を害するおそれが大い事態として、保有個人情報に係る本人の数が100人（注）を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態等を規定する。（改正後個人情報保護法施行規則第43条第4号） 注 民間部門では1,000人。 ※ 上記以外の対象（要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等の発生等）や手続的事項については、民間部門同様の規律とする。
越境移転 【規則事項】	保有個人情報を利用目的以外の目的で越境移転する際に、移転先が体制整備に係る一定の基準を満たす場合等を除き、本人同意の取得を義務付けるとともに、同意取得時における本人への情報提供並びに移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための必要な措置及び本人の求めに応じた当該措置に係る情報提供を義務付ける	①外国第三者への提供に係る本人同意取得時の情報提供の方法・事項、②本人同意取得の例外に当たる場合として移転先が満たすべき体制整備に係る基準（相当措置を継続的に講ずるために必要な基準）及び③②の場合において行政機関等が講ずべき、当該移転先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置及び本人への情報提供に係る事項について、民間部門同様に規律する。 ※ 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国の範囲については、公的部門においては特段の定めを置かないこととする。

2021/9/29

『情報法制レポート』

※ 以上のほか、令和3年法改正に伴う「条ずれ」対応等の技術的な修正や、関係政令・規則について所要の改廃（ハネ改正等）を実施

3. 令和3年改正個人情報保護法 民間部門ガイドライン案の概要

第181回個人情報保護委員会[資料1-1]「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について」

○ 基本的な考え方（第176回委員会で示した考え方を踏まえた整理）

- 令和3年改正法で、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報等を取り扱う場合の規律について、一律の法の適用除外ではなく、個別の規定ごとに例外規定を設けることとしたこと、国立の病院、大学等の法別表第2に掲げる法人等については、原則として民間の病院、大学等と同様の規律を適用することとしたことを踏まえた改正を行う。
- これに加えて、通則編については、令和3年改正法における「学術研究機関等」に関する定義規定の追加や条文構造の変化に即して、全体の構成を修正する（記載内容については従前のものを踏襲）。

事項	令和3年改正法の内容	民間部門ガイドライン案の改正内容
利用目的変更の制限の例外	学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置く	- あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合 - 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合
要配慮個人情報取得の制限の例外		- あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合 - 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合
第三者提供の制限の例外		- あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など
学術研究機関等の責務	個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定する	- 学術研究機関等の責務について、解釈を具体的に記載 - 学術研究機関等に係る法律の特例・適用関係 - 学術研究機関等による自主規範の策定・公表（努力義務）
規律移行法人	国立の病院、大学等の法別表第2に掲げる法人等（規律移行法人）については、原則として民間の病院、大学等と同様の規律を適用する	原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用される法人について、その対象となる法人や法の適用関係を記載

2021/9/29

『情報法制レポート』創刊記念セミナー

※ 以上のほか、各ガイドラインにおいて、令和3年法改正に伴う「条ずれ」対応等の所要の改正を実施

公的部門ガイドライン等の作成について

（令和3年個人情報保護法改正関係）

（案）



令和3年9月

『情報法制レポート』創刊記念セミナー

公的部門ガイドライン等の全体像（案）

第185回個人情報保護委員会[資料3]「公的部門ガイドライン等の作成について（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- デジタル社会形成整備法第50条及び第51条による改正後の個人情報保護法（令和3年改正法）のうち、第5章（行政機関等の義務等）を始めとする、公的部門（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人）に係る規定に関して、規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すため、以下の資料を策定・公表することとする。
- なお、委員会は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、以下の資料以外にも、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行うものとする。

1. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

- 行政機関等に対して個人情報の取扱いに関する規律の概要を示すとともに、国民・事業者に対しても情報提供するもの

2. 個人情報の保護に関する法律に関する行政機関等向け事務対応ガイド

- 主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行うための資料として作成するもの（標準的な様式、手順等を示すもの）

3. 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

- ガイドライン等を補足する事項（例：具体的事例への当てはめ）を示すもの

※令和3年改正法においては、国の行政機関・独立行政法人等と地方公共団体等について、原則として同様の規定が適用されることに鑑み、上記の各資料は、国・地方双方に係る規律を統一的に示すこととする。

公的部門ガイドライン等の策定に向けて

第185回個人情報保護委員会[資料3]「公的部門ガイドライン等の作成について（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 令和4年4月施行分（国の行政機関・独立行政法人等）に係る**ガイドライン**については、意見募集を実施した上で年明けまでに公表、「**事務対応ガイド**」・「**Q&A**」についても同時期までの公表を目指す。
- 令和5年春施行分（地方公共団体等）については、政令・規則と併せて、来年4月までに**ガイドライン等**を公表することを目指す。引き続き説明会等を通じた地方公共団体等の意見交換を行っていく。

（これまでの経過）

- 令和3年5月12日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 成立
（→同19日公布）
- 令和3年5月19日 **第174回 個人情報保護委員会**
 - 「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について」
- 令和3年6月1・2・3日 **都道府県向け説明会（全3回）**
- 令和3年6月23日 **第176回 個人情報保護委員会**
 - 「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について」
 - 「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について」
- 令和3年7月2日～16日 **全国自治体向け説明会（全6回）**
- 令和3年8月4日 **第181回 個人情報保護委員会**
 - 「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について」（→**意見募集実施**）

4. 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）

第174回委員会資料抜粋
（令和3年5月19日）

第185回個人情報保護委員会[資料3]「公的部門ガイドライン」の作成について（令和3年個人情報保護法改正関係）

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進める。
- 影響が大きい主体（原則として民間部門の規律が適用される規律移行法人等、法律による共通ルールが適用される地方公共団体等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等）を中心として、改正法や政令等の十分な周知を行う。
- 所掌業務の増加に対応した適切な組織体制を検討し、整備する。

○ 政令・規則・ガイドライン等の整備

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応における意見聴取などを通じ、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めることとする。
- ・ ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を、可能な限り明確に示すこととする。

○ 改正法や政令等の周知

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応等を通じて、改正法、政令・規則・ガイドライン等の周知を図る。
- ・ 地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保する。
- ・ 民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う。

○ 組織体制の整備

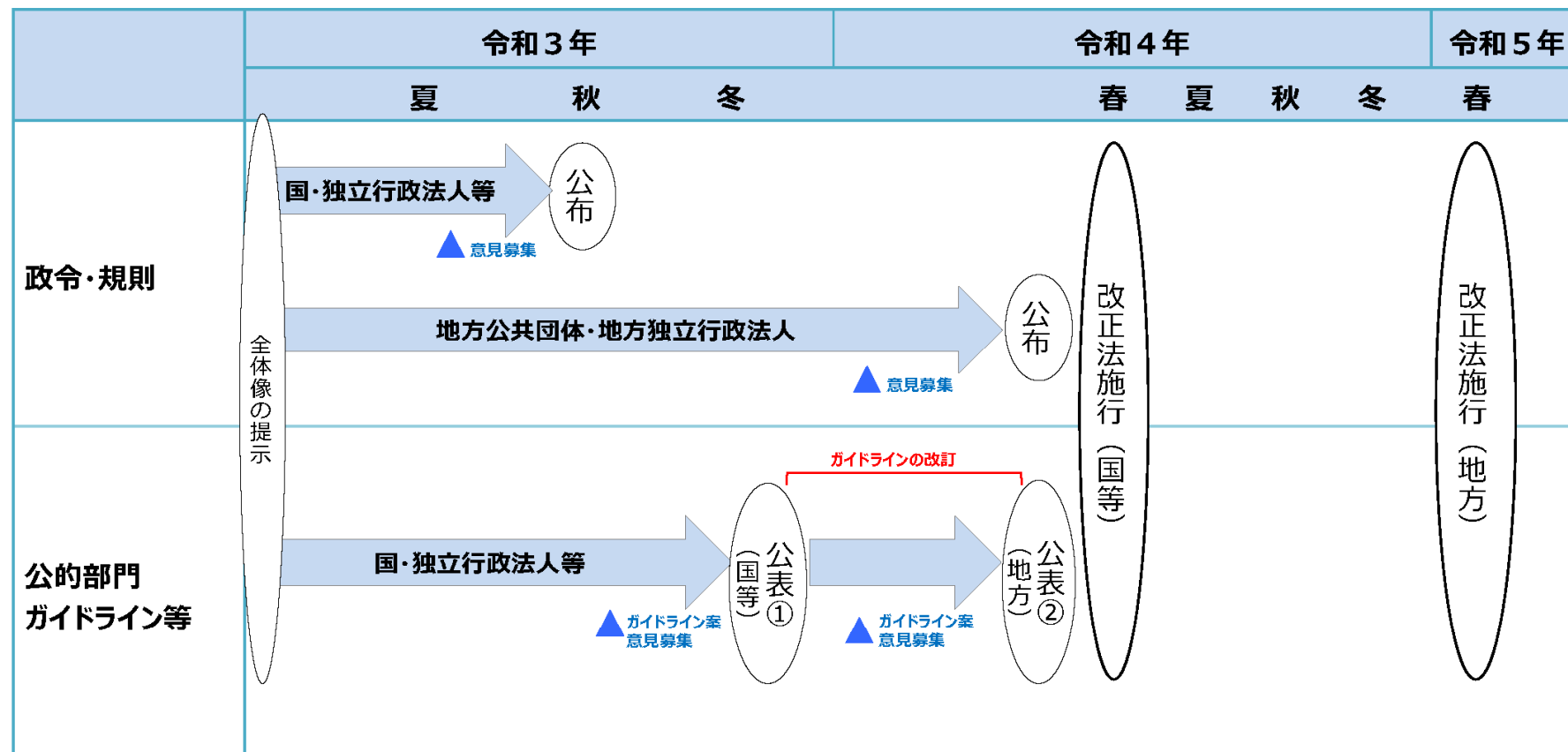
- ・ 行政機関等に対する監視権限の行使、地方公共団体からの求めに応じた情報の提供、総合案内所の整備等、所掌業務の増加に対応すべく、適切な人員・組織体制を検討し、整備する。
- ・ 改正法の全面施行に先立ち、これまでの民間事業者や個人に加えて、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する。

令和3年改正法の施行に関する公的部門ガイドライン等の策定スケジュール

第185回個人情報保護委員会[資料3]「公的部門ガイドライン等の作成について（令和3年個人情報保護法改正関係）」

参考2
第176回委員会資料抜粋
(令和3年6月23日)

■ I. で示した方針の下、下記のスケジュールで政令・規則、ガイドライン等を整備する。



※ 施行準備スケジュールのうち、本資料に特に関係する部分のみ記載

※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

定義の場所の変更

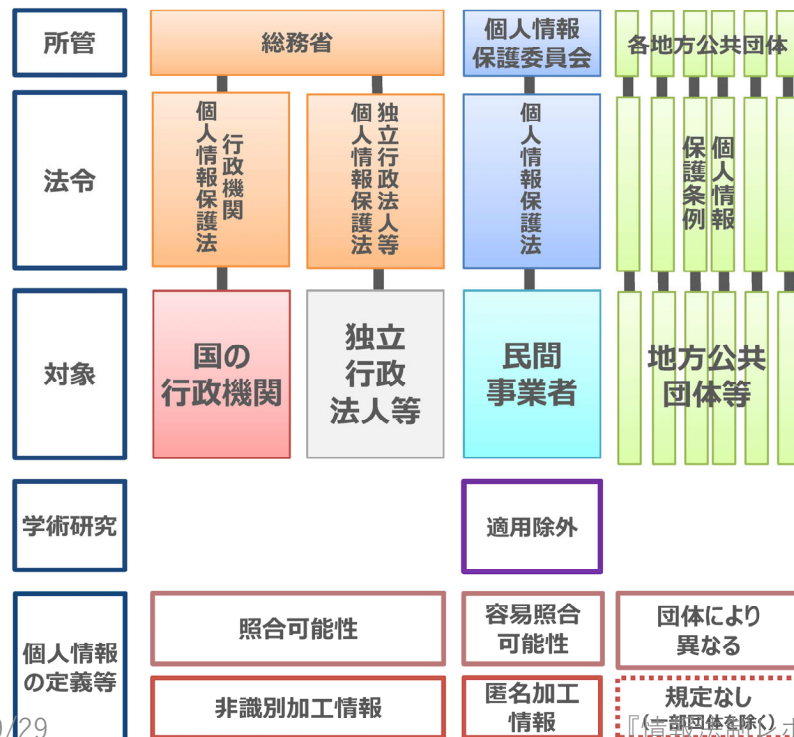
- ・ 民間部門・公的部門共通の定義は2条に残る
- ・ 民間部門のみの概念は16条へ
- ・ 公的部門のみの概念は60条へ

個人情報保護法（2020年改正後）	独法等個人情報保護法	50条・51条改正後
2条1項～3項	2条2項～4項	2条1項～3項
	2条1項	2条8項～11項
2条4項～7項		16条1項～4項
2条8項～9項	2条7項	2条4項～5項
2条10項		16条5項
2条11項	2条8項（非識別加工情報）	2条6項
2条12項		16条6項
26条の2第1項柱書（個人関連情報）		2条7項
26条の2第1項柱書（個人関連情報取扱事業者）		16条7項
	2条5項～6項（保有個人情報，個人情報ファイル）	60条1項～2項

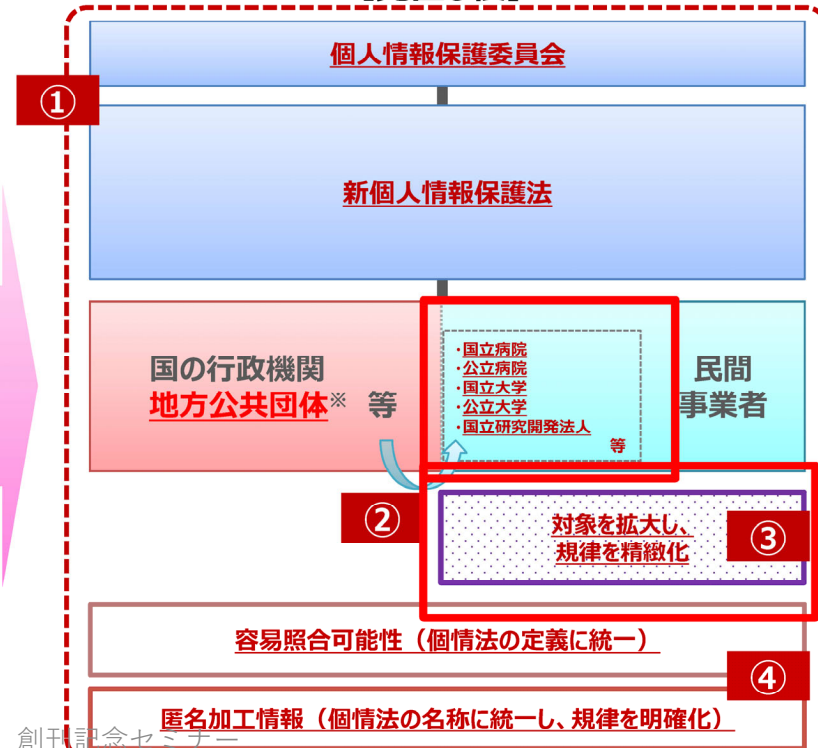
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



2021/9/29

『情報法制レポート』創刊記念セミナー

※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

3. 改正法の施行後における個人情報保護委員会の役割

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

- 改正法の施行による委員会の役割の主な変更点は以下のとおり。
 - ✓ 一本化された個人情報保護法についての解釈権限を有する。
 - ✓ 個人情報取扱事業者等に加えて、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、一元的に所管し、監視監督権限を有する。
 - ✓ 地方公共団体が条例を定めた場合、その旨及びその内容について届出を受け、公表する。
 - ✓ 地方公共団体からの求めに応じて必要な情報の提供等を行う。
 - ✓ 行政機関の長等に対して個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度その概要を公表する。

民間事業者、行政機関、地方公共団体に対する委員会の監視監督の対比[※]

	民間事業者	行政機関	地方公共団体
報告徴収	報告・資料提出の求め	資料提出・説明の求め 〔 現行、総務大臣による 資料提出・説明の求め 〕	資料提出・説明の求め (現行規定なし)
立入検査	立入検査	実地調査 (現行規定なし)	実地調査 (現行規定なし)
指導・助言	指導・助言	指導・助言 (現行、総務大臣による意見の陳述)	指導・助言 (現行規定なし)
勧告・命令	勧告・命令	勧告 (現行規定なし)	勧告 (現行規定なし)

2021/9/29 ※ 独法等・地方独法については、本資料上は省略している。なお、地方公共団体については、病院及び診療所並びに大学の運営の業務以外を記載。
また、行政機関の現行は、非識別加工情報以外を記載。

医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、**医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。**

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

規律の不均衡が発生

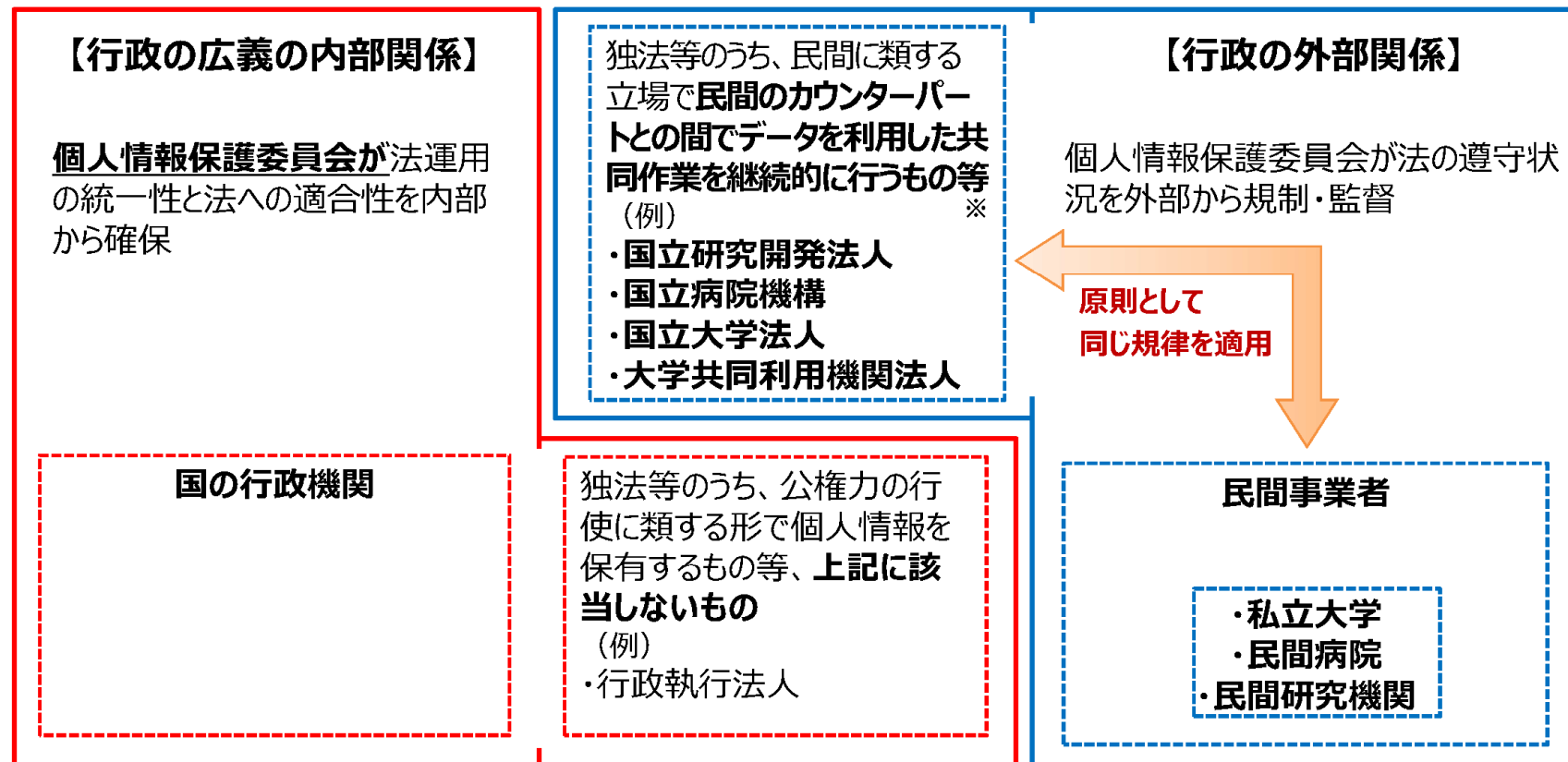
医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議

資料3-2

令和3（2021）年5月7日

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。



2021/9/28 ※ これらの独法等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。

【参考】一元化後の規律の適用関係

	民間事業者	規律移行法人等 ^{※1}	国の行政機関等・地方公共団体等 ^{※2}
個人情報取扱事業者に係る規律（現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド）			
・利用目的の特定等、適正取得	○	○	
・正確性確保、安全管理措置	○	○	
・第三者提供制限	○	○	
・開示等請求	○		
・匿名加工情報の作成・提供	○		
国の行政機関等に係る規律（現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド）			
・保有制限、目的明示			○
・正確性確保、安全確保措置			○
・利用・提供制限			○
・個人情報ファイル保有の事前通知			○ ^{※3}
・個人情報ファイル簿の作成・公表		○	○
・開示等請求		○	○
・匿名加工情報の作成・提供		○	○ ^{※4}

※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。

※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。

※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。

※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。

主体		適用法令	例
個人情報取扱事業者（民間事業者）	適用除外なし	個人情報保護法	民間企業（外国の企業を含む）
	適用除外あり	個人情報保護法（第4章（義務規定）適用なし）	私立大学（学術研究目的）、報道機関（報道目的）等
国の行政機関		行政機関個人情報保護法	国の行政機関
独立行政法人等		独立行政法人等個人情報保護法	国立大学法人、国立研究開発法人
地方公共団体の機関		個人情報保護条例	都道府県・市区町村の機関、公立大学法人



主体		適用法令	例
個人情報取扱事業者		個人情報保護法（第4章）	民間企業（外国の企業を含む）、私立大学
国の行政機関		個人情報保護法（第5章）	国の行政機関
独立行政法人等	別表第2に掲げる法人 以外	個人情報保護法（第5章）	日本銀行
	別表第2に掲げる法人	個人情報保護法（第4章）（一部第5章）	国立大学法人、国立研究開発法人
地方公共団体の機関	病院及び大学の運営 以外	個人情報保護法（第5章）	都道府県、市区町村の首長部局
	病院及び大学の運営	個人情報保護法（第4章）（一部第5章）	市立病院、茨城県立医療大学
地方独立行政法人	適用除外されたもの 以外	個人情報保護法（第5章）	秋田県立療育機構
	適用除外されたもの	個人情報保護法（第4章）（一部第5章）	横浜市立大学

規律移行法人の一部第5章適用：58条1項

- 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。
- 一 別表第二に掲げる法人
- 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

※32条から29条まで＝開示等の請求等
第4章第4節＝匿名加工情報取扱事業者等の義務

独立行政法人等：別表第 2

地方公共団体の機関：58条2項

- 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。
 - 一 地方公共団体の機関
 - 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに
 - 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営
 - 二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

地方独立行政法人：2条11項4号

- 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

地方独立行政法人法

地方独立行政法人法21条1項	2条11項4号での除外対象
一 試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であって政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。	<u>主たる目的</u> とするもの
二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。	<u>目的</u> とするもの
三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。 イ～ト (略) チ 病院事業 リ (略)	<u>目的</u> とするもの
四～七 (略)	

1. 定義関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義については、公的部門に適用される部分も含め、令和2年改正後の個人情報保護法の解釈運用を踏襲する形で統一する。
- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、令和2年改正後の個人情報保護法で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。

※新たに設けられた「条例要配慮個人情報」の用語については、6. を参照のこと。

- 上記のほか、「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲する。

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係

- 改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後、ガイドライン等を整備する。
 - 個人情報の保有の制限等（法第61条）
 - 利用目的の特定
 - 保有の制限
 - 利用目的の変更
 - 利用目的の明示（法第62条）
 - 正確性の確保（法第65条）
 - 利用及び提供の制限（法第69条）
- 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備する。
 - 不適正な利用の禁止（法第63条）
 - 適正な取得（法第64条）
 - 漏えい等の報告等（法第68条）：委員会への報告義務、本人への通知義務
 - 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）
 - 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）
 - 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）
- また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備する。
 - 安全管理措置（法第66条）
 - 従事者の義務（法第67条）
 - 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

不適正利用禁止

(参考)

17条1項 (改正なし)

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(参考)

施行令第4条

法第2条第7項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、**違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの**
- 三・四 (略)

GL通則編2-7

(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。

事例 1) 暴力団等の反社会的勢力による不当要求の被害等を防止するために事業者が保有している、当該反社会的勢力に該当する人物を本人とする個人データ

事例 2) 不審者や悪質なクレーマー等による不当要求の被害等を防止するために事業者が保有している、当該行為を行った者を本人とする個人データ

新63条

行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。）は、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、**違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。**

GL通則編3-2 不適正利用の禁止（法第16条の2関係）

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為（※1）を助長し、又は誘発するおそれ（※2）がある方法により個人情報を利用してはならない。

【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】

事例1) 違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者が当該本人の個人情報を提供する場合

事例2) 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合

事例3) 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合

事例4) 個人情報を提供した場合、提供先において法第23条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

⇒「・個人情報の第三者提供の場面において、提供元に対して提供先の利用目的等の確認を求める趣旨ではありません。」

・もっとも、例えば、提供の時点において、提供先が個人情報を違法に利用していることを疑わせる事情があり、提供元が自己の提供した個人情報も違法に利用されることを一般的な注意力をもって予見できるにもかかわらず、個人情報を提供した場合には、提供元の不適正利用に該当する可能性があると考えられますので、この観点から、提供に先立って提供先の利用目的等を確認することは望ましいと考えられます。」（パブコメ回答概要2）

事例5) 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合

事例6) 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合

（※1）「違法又は不当な行為」とは、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

（※2）「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、個人情報取扱事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

適正取得

(参考)

東京都個人情報の保護に関する条例第4条

実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。

六 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(都が設立した地方独立行政法人を除く。第十条第二項第六号において同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第十条第一項各号のいずれかに該当する利用若しくは同条第二項各号のいずれかに該当する提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

4 前二項の規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

新64条

行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

漏えい報告・通知等の義務化

参考：個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）（民間部門）

1. 対象とする事案

本告示は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する事案（以下「漏えい等事案」という。）を対象とする。

- （1）個人情報取扱事業者が保有する個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損
- （2）個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）第 20 条第 1 号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい
- （3）上記（1）又は（2）のおそれ

2. 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、次の（1）から（6）に掲げる事項について必要な措置を講ずることが望ましい。

（1）事業者内部における報告及び被害の拡大防止
責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

（2）事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

（3）影響範囲の特定

上記（2）で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。

（4）再発防止策の検討及び実施

上記（2）の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。

（5）影響を受ける可能性のある本人への連絡等

漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

（6）事実関係及び再発防止策等の公表

漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

3. 個人情報保護委員会等への報告

個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会等に対し、次のとおり速やかに報告するよう努める。

（1）報告の方法

原則として、個人情報保護委員会に対して報告する。ただし、法第 47 条第 1 項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である個人情報取扱事業者は、当該認定個人情報保護団体に報告する。

上記にかかわらず、法第 44 条第 1 項に基づき法第 40 条第 1 項に規定する個人情報保護委員会の権限（報告徴収及び立入検査）が事業所管大臣に委任されている分野における個人情報取扱事業者の報告先については、別途公表するところによる（※1）。

（※1）法第 44 条第 1 項に基づき法第 40 条第 1 項に規定する個人情報保護委員会の権限が事業所管大臣に委任されている分野の詳細については、別途公表するところによる。

（2）報告を要しない場合

次の①又は②のいずれかに該当する場合は、報告を要しない（※2）。

（※2）この場合も、事実関係の調査及び原因の究明並びに再発防止策の検討及び実施をはじめとする上記 2. の各対応を実施することが、同様に望ましい。

①実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合（※3）

（※3）なお、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合
- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合
- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報によって特定の個人を識別することが漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合（ただし、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。）
- ・個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合

②FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合（※4）

（※4）なお、「軽微なもの」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合

新68条

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

漏えい報告・通知等の義務化

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

新規則案43条

法第68条第1項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（個人情報保護委員会への報告）

新規則案44条

個人情報取扱事業者は、法第68条第1項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第68条第1項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。

漏えい報告・通知等の義務化

（本人に対する通知）

新規則案第45条

行政機関の長等は、法第68条第2項本文の規定による通知をする場合には、第43条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

[新設]

（個

	個人情報保護委員会 への速報（44条第1 項）	個人情報保護委員会 への確報（44条第2 項）	本人に対する通知 （45条）
通知事項	44条第1項各号（そ の時点で把握してい るもの）	44条第1項各号	6条の3第1項1号，2 号，4号，5号及び9 号
期限	事態を知った後速や かに（通則GLでは概 ね3～5日）	30日以内（3号事態 の場合60日以内）	事態を知った後事態 の状況に応じて速や かに

外国にある第三者への提供制限

参考：新第24条（令和3年改正後28条）

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び第26条の2第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（**第三項において「相当措置」という。**）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

新第71条

行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に**利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合**には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

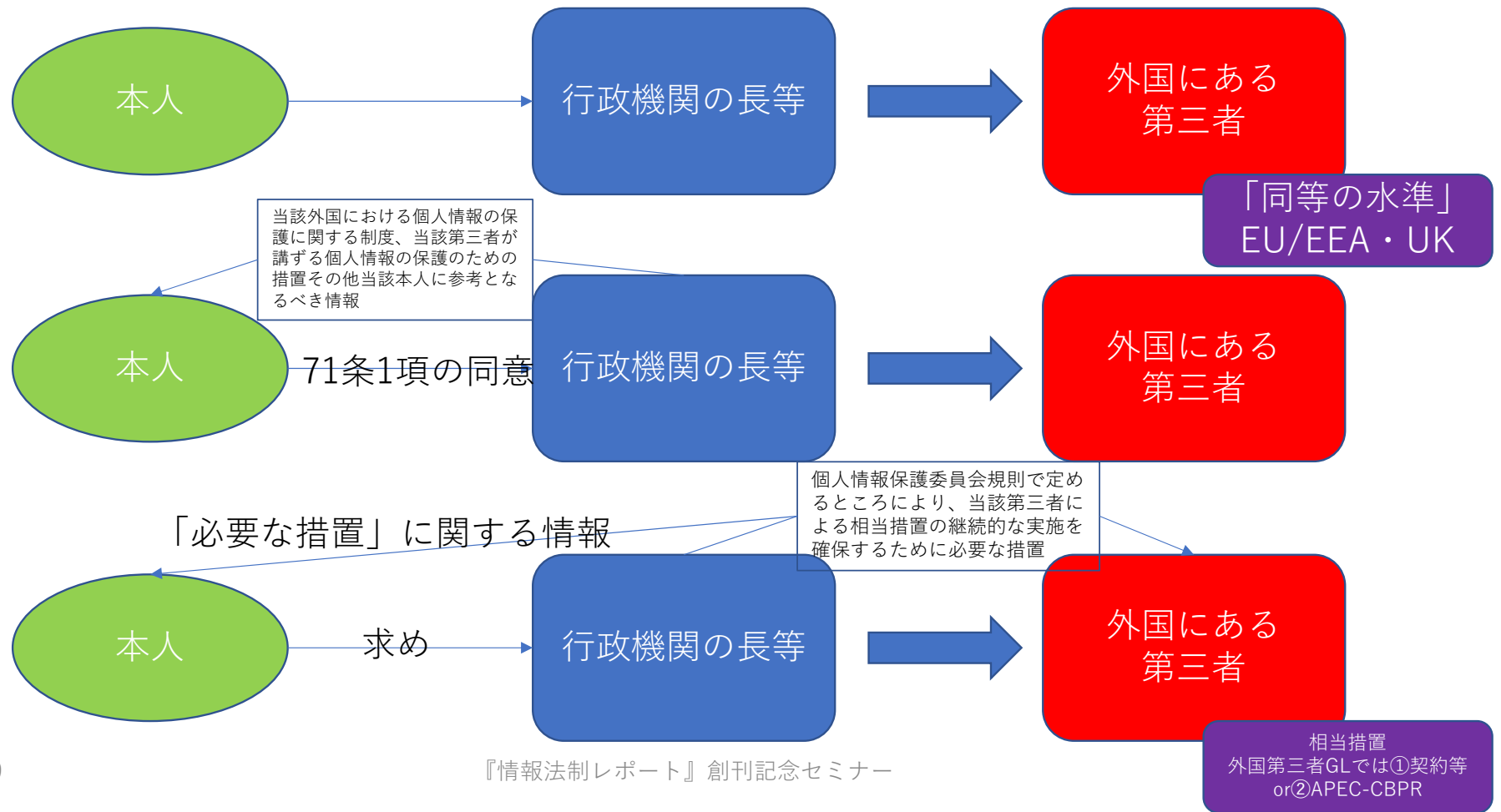
2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

新第69条2項4号

前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

71条の行為規制



外国にある第三者への提供制限

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

新規則案第46条

法第71条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- 二 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

新規則案第47条

第71条第2項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第71条第2項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

- 3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第1号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第2号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

- 4 第2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

新規則案第48条

法第71条第3項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ(第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止すること。

- 2 法第71条第3項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 3 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第71条第1項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

- 4 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 5 行政貴下の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

GL外国第三者提供編4個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準**4-2法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条の2第1号関係）**

法第24条第1項の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第11条の2第1号に「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（OECD）におけるプライバシーガイドラインやAPECにおけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

具体的には、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として4-2-1から4-2-20までに記述する事項について、適切かつ合理的な方法（4-1参照）に記述する方法によって担保されていなければならない（※1）。

（※2）要配慮個人情報の取得に関する規律（法第17条第2項）、オプトアウトによる個人データの第三者提供（法第23条第2項及び第3項）、第三者提供時の確認・記録義務（法第25条及び第26条）、個人関連情報の第三者提供に関する規律（法第26条の2）、並びに第三者提供記録の開示（法第28条第5項）及びそれに関連するその他の手続等（法第27条及び第31条から第33条までのうち、第三者提供記録の開示に関連する手続等）については、ここでいう「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として外国にある第三者等が講ずべき措置には含まれない。

（※3）日本にある個人情報取扱事業者から個人データの提供を受けた外国にある第三者が法第75条の要件を満たし、域外適用の対象となる場合であっても、これにより直ちに規則第11条の2の基準を満たすこととなるわけではなく、同条の基準を満たすためには、別途、当該個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備することが必要である。

なお、この場合、当該外国にある第三者は、法第75条に基づき、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として講ずべき措置に含まれない規律（上記（※2）参照）も含め、法の規定に従って当該個人データを取り扱う義務を負うことになる。域外適用の詳細については、通則ガイドライン「5-1（域外適用）」を参照のこと。

（※1）「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」は、次の表に記載のとおりとなる（※2）（※3）。

法第4章第1節の 規定の趣旨に沿った措置			
第15条	利用目的の特定	第23条	第三者提供の制限
第16条	利用目的による制限	第24条	外国にある第三者への提供の制限
第16条の2	不適正な利用の禁止	第27条	保有個人データに関する事項の公表等
第17条	適正な取得	第28条	開示
第18条	取得に際しての利用目的の通知等	第29条	訂正等
第19条	データ内容の正確性の確保等	第30条	利用停止等
第20条	安全管理措置	第31条	理由の説明
第21条	従業員の監督	第32条	開示等の請求等に応じる手続
第22条	委託先の監督	第33条	手数料
第22条の2	漏えい等の報告等	第35条	個人情報取扱事業者による苦情の処理

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供

個人情報取扱事業者は、法第24条第1項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報を本人に提供しなければならない（法第24条第2項）（※）。

個人データの越境移転に当たっては、提供元の個人情報取扱事業者において、提供先の第三者が所在する外国に個人データを移転することについてのリスクを評価し、個人データの移転の必要性について吟味した上で、本人に対しても、分かりやすい情報提供を行うことが重要である。

（※）同意取得時の情報提供に関する法第24条第2項の規定は、個人情報取扱事業者が令和2年改正法の施行日以後に法第24条第1項の規定により本人の同意を得る場合について適用される（令和2年改正法附則第4条第1項）。

5-1 情報提供の方法（規則第11条の3第1項関係）

本人に対する情報提供は、規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行わなければならない。なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要である。

【適切な方法に該当する事例】

事例1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法

事例2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法

事例3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法

事例4) 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法

⇒「・同意取得時の情報提供により、個人データの越境移転に係るリスクについての本人の予測可能性を向上させ、本人が同意の可否を適切に判断できるようにするという改正後の法第24条第2項の趣旨を踏まえると、本人に対する情報提供は、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要があります。」

・個別の事案ごとに判断されますが、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報が掲載されたWebページが存在する場合に、当該WebページのURLを自社のホームページに掲載し、当該URLに掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、改正後の施行規則第11条の3第1項における「適切な方法」に該当すると考えられます。

・なお、この場合であっても、例えば、当該URLを本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該URLに掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。」（パブコメ回答概要46）

5-2 提供すべき情報（規則第11条の3第2項関係）

法第24条第1項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、次の

(1) から (3) までの情報を提供しなければならない。

(1) 「当該外国の名称」（規則第11条の3第2項第1号関係）

提供先の第三者が所在する外国（※1）の名称をいう（※2）。必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる名称でなければならない。

外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合の取扱いについては、5-3-1（提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合）を参照のこと。

（※1）「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く（法第24条第1項）。

（※2）ここでの「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められない。もっとも、個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人の予測可能性の向上に資する場合には、本人に対して、提供先の外国にある第三者が所在する州を示した上で、州単位での制度についても情報提供を行うことが望ましい。

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供（続）

5-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 3 第 2 項関係）

(2) 「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係）

①「適切かつ合理的な方法」

「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものでなければならない。

【適切かつ合理的な方法に該当する事例】

事例 1) 提供先の外国にある第三者に対して照会する方法

事例 2) 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法

②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない、具体的には、次の（ア）から（エ）までの観点で踏まえる必要がある。

なお、ここでいう「当該外国における個人情報の保護に関する制度」は、当該外国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制度に限られ、当該第三者に適用されない制度は含まれない。

（ア）当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無

提供先の第三者が所在する外国における制度に、当該第三者に適用される個人情報の保護に関する制度が存在しない場合、そのこと自体が個人データの越境移転に伴うリスクの存在を示すものであることから、個人情報の保護に関する制度が存在しない旨を本人に対して情報提供しなければならない（※1）。

（イ）当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度について、個人情報の保護の水準等に関する客観的な指標となり得る情報が存在する場合、当該指標となり得る情報が提供されることにより、個人データの越境移転に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されると考えられる。したがって、この場合には、当該指標となり得る情報を提供すれば足り、次の（ウ）に係る情報の提供は求められない。

なお、当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に対して情報提供を行うことが望ましい。

【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】

事例 1) 当該第三者が所在する外国が GDPR 第 45 条に基づく充分性認定の取得国であること

事例 2) 当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であること

（ウ）OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在

提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則（※2）に対応する事業者の義務又は本人の権利が存在しない場合には、当該事業者の義務又は本人の権利の不存在は、我が国の法（個人情報の保護に関する法律）との本質的な差異を示すものであることから、その内容について本人に情報提供しなければならない。

なお、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務及び本人の権利が全て含まれる場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。

【OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在に該当する事例】

事例 1) 個人情報について原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない旨の制限の不存在

事例 2) 事業者が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利の不存在

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供（続）

5-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 3 第 2 項関係）

（2）「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係）

②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

（エ）その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在

提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴い当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度の存在について本人に情報提供しなければならない。

【本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当する事例】

事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例 2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

（※1）提供先の第三者が所在する外国において、個人情報の保護に関する制度が存在する場合には、当該制度に係る法令の個別の名称を本人に情報提供することは求められないが、本人の求めがあった場合に情報提供できるようにしておくことが望ましい。

（※2）OECD プライバシーガイドラインは、①収集制限の原則（Collection Limitation Principle）、②データ内容の原則（Data Quality Principle）、③目的明確化の原則（Purpose Specification Principle）、④利用制限の原則（Use Limitation Principle）、⑤安全保護措置の原則（Security Safeguards Principle）、⑥公開の原則（Openness Principle）、⑦個人参加の原則（Individual Participation Principle）、⑧責任の原則（Accountability Principle）の 8 原則を、基本原則として定めている。

（3）「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」（規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号関係）

個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」は、当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない。

具体的には、当該外国にある第三者において、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置（本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。）を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない。

なお、提供先の外国にある第三者が、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じている場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。

外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合の取扱いについては、5-3-2（提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合）を参照のこと。

【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供に該当する事例（提供先の第三者が利用目的の通知・公表を行っていない場合）】

事例）「提供先が、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていない」旨の情報提供を行うこと

「→・改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。」

・また、改正後の法第 24 条第 3 項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者は、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。

・もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。対象予定国や公表に向けたスケジュール等については、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。」（パブコメ回答概要44）

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供（続）

5-3 同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い（規則第 11 条の 3 第 3 項・第 4 項関係）

5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11条の 3 第 3 項関係）

個人情報取扱事業者は、法第 24 条第 1 項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、当該外国の名称及び当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報に代えて、次の（1）及び（2）の情報を本人に提供しなければならない。

なお、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

【提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合に該当する事例】

事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合

事例 2) 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、当該顧客の個人データを移転する外国を特定できない場合

⇒「・改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。」

・その上で、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」に該当し得ると考えられます。

・ただし、この場合であっても、特定できない旨及びその理由を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供する必要があります。

・「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の具体例等については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。」（パブコメ回答概要48）

（1）特定できない旨及びその理由（規則第 11 条の 3 第 3 項第 1 号関係）

個人情報取扱事業者は、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合であっても、個人データの越境移転に伴うリスクに関する本人の予測可能性の向上という趣旨を踏まえ、提供先の第三者が所在する外国を特定できない旨及びその理由を情報提供しなければならない。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。

（2）提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報（規則第 11 条の 3 第 3 項第 2 号関係）

提供先の第三者が所在する外国が特定できないとしても、提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても本人に提供しなければならない。

「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」の該当性は、本人への情報提供が求められる制度趣旨を踏まえつつ、個別に判断する必要があるが、例えば、**移転先の外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範囲に関する情報**は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」に該当する。

【提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報に該当する事例】

事例) 本人の同意を得ようとする時点において、移転先となる外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供（続）

5-3 同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い（規則第11条の3第3項・第4項関係）

5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合（規則第11条の3第4項関係）

個人情報取扱事業者は、法第24条第1項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合には、当該情報に代えて、当該情報を提供できない旨及びその理由について情報提供しなければならない。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。

また、事後的に当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合に該当する事例】

事例1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データの提供先を特定できない場合

事例2) 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、当該顧客の個人データの提供先を特定できない場合

GL外国第三者提供編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等

個人情報取扱事業者は、規則第11条の2に定める基準に適合する体制（以下「基準適合体制」という。）を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供した場合には、当該第三者による相当措置（個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置をいう。以下同じ。）の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない

（法第24条第3項）（※）。

法第24条第3項は、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合、個人情報取扱事業者には、その後も当該第三者による当該個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものである。そのため、個人情報取扱事業者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、法第24条第3項に基づく措置等を講ずる必要がある。

ただし、上記の制度趣旨に鑑み、例えば、個人情報取扱事業者が、本人の同意を根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合には、当該第三者が基準適合体制を整備していると認められる場合であっても、法第24条第3項に基づく措置等は求められない。

（※）法第24条第3項の規定は、個人情報取扱事業者が令和2年改正法の施行日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人データを提供した場合について適用される（令和2年改正法附則第4条第2項）。

6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）

個人情報取扱事業者は、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の（1）及び（2）の措置を講じなければならない。

（1）当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に 影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第11条の4第1項第1号関係）

個人情報取扱事業者は、個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認しなければならない。ここでいう「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することをいう。

相当措置の実施状況は、外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、個人データを取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）により確認することが考えられる（※）。

【相当措置の実施状況の確認に該当する事例】

事例1）外国にある事業者が個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合は、当該契約の履行状況を確認すること

事例2）同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、提供元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合は、当該プライバシーポリシーの履行状況を確認すること

また、外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、当該第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法が考えられる。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】

事例1）事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例2）事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

（※）提供先である外国にある第三者において相当措置を実施すべき対象は、個人情報取扱事業者が実際に提供を行った「個人データ」であることから、相当措置の実施状況の確認においても、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで確認することが求められているものではない。

GL外国第三者提供編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等（続）

6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第 11 条の 4 第 1 項関係）

（2）当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること（規則第 11 条の 4 第 1 項第 2 号関係）

個人情報取扱事業者は、個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【支障発生時の必要かつ適切な措置に該当する事例】

事例）日本にある個人情報取扱事業者が提供先である外国にある事業者との間で委託契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合で、当該提供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請すること

また、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該第三者は、実質的に、基準適合体制を整備しているとはいえないと考えられることから、それ以降、当該第三者への個人データの提供を停止しなければならない。

【相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例】

事例 1）日本にある個人情報取扱事業者が提供先である外国にある事業者との間で委託契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合で、当該提供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請したにもかかわらず、当該提供先が合理的な期間内にこれを是正しない場合

事例 2）外国にある事業者において日本にある個人情報取扱事業者から提供を受けた個人データに係る重大な漏えい等が発生した後、同様の漏えい等の発生を防止するための必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合

⇒・「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得て、個人データの提供を行う場合には、本人が事前に個人データの越境移転に伴うリスクを認識できるよう、当該外国の個人情報の保護に関する制度について、我が国の法との本質的な差異を合理的に認識できる情報の提供が求められます（改正後の法第 24 条第 2 項、改正後の施行規則第 11 条の 3 参照）。そのため、かかる情報提供が適切に行われていない場合には情報提供義務違反となる可能性があります。もっとも、適切な情報提供を行った上で改正後の法第 24 条第 1 項に基づく本人の同意を取得して外国にある第三者に個人データを提供した後については、当該提供先による個人データの取扱いを確認する義務はありません。そのため、当該提供先が、当該外国の政府による個人データの提供の要請に対応したことのみをもって提供元の事業者の法違反となるものではありません。

・また、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として、本人の同意を得ずに当該提供先に対して個人データを提供した場合、その後も当該提供先による個人データの適正な取扱いが確保されるよう、当該提供先による相当措置の実施状況等の定期的な確認等が求められます（改正後の法第 24 条第 3 項、改正後の施行規則第 11 条の 4）。この場合、当該提供先において、当該外国の政府による要請に対応した個人データの提供が認められるか否かは、個人データの性質や提供の必要性（外国政府からの要請が外国の法令の要件を満たす適法なものかの確認を含む。）等を踏まえた個別の事案ごとの判断が必要であり、例えば、提供の必要性が認められないにもかかわらず、当該提供先が漫然と個人データの提供を行っている場合には、当該提供先による相当措置の実施に支障が生じていると評価される可能性があります。なお、提供元の事業者が、当該提供先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づいて個人データの提供を行っている場合、当該提供先に対する監督義務を負いますので（法第 22 条）、上記のように、当該提供先が提供の必要性が認められないにもかかわらず、漫然と個人データの提供を行っている等の場合には、提供元の事業者の監督義務違反となる可能性があります。」（パブコメ回答概要 45）

6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供（規則第 11 条の 4 第 2 項・第 3 項関係）

6-2-1 情報提供の方法（規則第 11 条の 4 第 2 項関係）

本人に対する情報提供は、規則第 11 条の 4 第 3 項の規定により本人への提供が求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要がある。なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要である。

【適切な方法に該当する事例】

事例 1）必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法

事例 2）必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法

事例 3）必要な情報を本人に口頭で説明する方法

事例 4）必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法

GL外国第三者提供編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等（続）

6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供（規則第11条の4第2項・第3項関係）

6-2-2 提供すべき情報（規則第11条の4第3項関係）

個人情報取扱事業者は、法第24条第3項の規定による本人の求めを受けた場合には、遅滞なく、次の（1）から（7）までの情報を本人に提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】

事例）同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（1）「当該第三者による法第24条第1項に規定する体制の整備の方法」（規則第11条の4第3項第1号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者が基準適合体制を整備する方法について情報提供しなければならない。【基準適合体制を整備する方法についての情報提供に該当する事例】日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合
事例）「提供先との契約」である旨の情報提供を行うこと

（2）「当該第三者が実施する相当措置の概要」（規則第11条の4第3項第2号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者が実施する相当措置の概要について情報提供しなければならない。
提供すべき情報は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、当該外国にある第三者において、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置がどのように確保されているかが分かるような情報を提供する必要がある。
なお、個人情報取扱事業者が当該外国にある第三者との間で締結している契約等の全ての規定の概要についての情報提供を求めるものではない。

【相当措置の概要についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合
事例）「契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には提供元が個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人データの第三者提供の禁止等を定めている」旨の情報提供を行うこと

（3）「第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法」（規則第11条の4第3項第3号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度について情報提供しなければならない。
なお、外国にある第三者による相当措置の実施状況の確認の方法及び頻度と、当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度が異なる場合には、それぞれについて情報提供する必要がある。

【確認の方法及び頻度についての情報提供に該当する事例】

事例）①外国にある第三者による相当措置の実施状況についての確認の方法及び頻度「毎年、書面による報告を受ける形で確認している」旨の情報提供を行うこと
②当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度「毎年、我が国の行政機関等が公表している情報を確認している」旨の情報提供を行うこと

GL外国第三者提供編編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等（続）

6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供（規則第 11 条の 4 第 2 項・第 3 項関係）

6-2-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 4 第 3 項関係）

（4）「当該外国の名称」（規則第 11 条の 4 第 3 項第 4 号関係）

個人データの提供先の第三者が所在する外国（※1）の名称について情報提供しなければならない（※2）。必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。

（※1）「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く（法第 24 条第 1 項）。

（※2）ここでいう「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められない。もっとも、本人が外国にある第三者における自己の個人データの取扱状況等について把握できるようにするという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法において外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度が存在する等、州法に関する情報提供が本人による当該第三者における個人データの取扱状況等の把握に資する場合には、当該第三者が所在する州を示した上で、当該制度についても情報提供を行うことが望ましい。

（5）「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」（規則第 11 条の 4 第 3 項第 5 号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】

事例 1) 「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する」旨の情報提供を行うこと

事例 2) 「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度が存在する」旨の情報提供を行うこと

（6）「当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要」（規則第 11 条の 4 第 3 項第 6 号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に関する支障の概要についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備しているものの、当該提供先が当該契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該個人データを取り扱っていた場合

事例) 「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていた」旨の情報提供を行うこと

GL外国第三者提供編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等（続）

6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供（規則第11条の4第2項・第3項関係）

6-2-2 提供すべき情報（規則第11条の4第3項関係）

（7）「前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要」（規則第11条の4第3項第7号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に関する支障に関して個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備しているものの、当該提供先が当該契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該個人データを取り扱っていた場合

事例1) 「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請した」旨の情報提供を行うこと

事例2) 「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内には是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、○年○月○日以降、個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データについて削除を求めている」旨の情報提供を行うこと

6-2-3 情報提供しない旨の決定を行った際の通知等（規則第11条の4第4項・第5項関係）

個人情報取扱事業者は、法第24条第3項の規定による本人の求めに係る情報の全部又は一部について情報提供しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※）しなければならない。

この場合、個人情報取扱事業者は、本人に対し、情報提供をしない理由を説明するよう努めなければならない。

（※）「本人に通知」については、通則ガイドライン「2-14（本人に通知）」を参照のこと。

個人関連情報

新第26条の2（令和3年改正後31条）

個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等（個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している者であって、第2条第5項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第23条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第24条第3項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

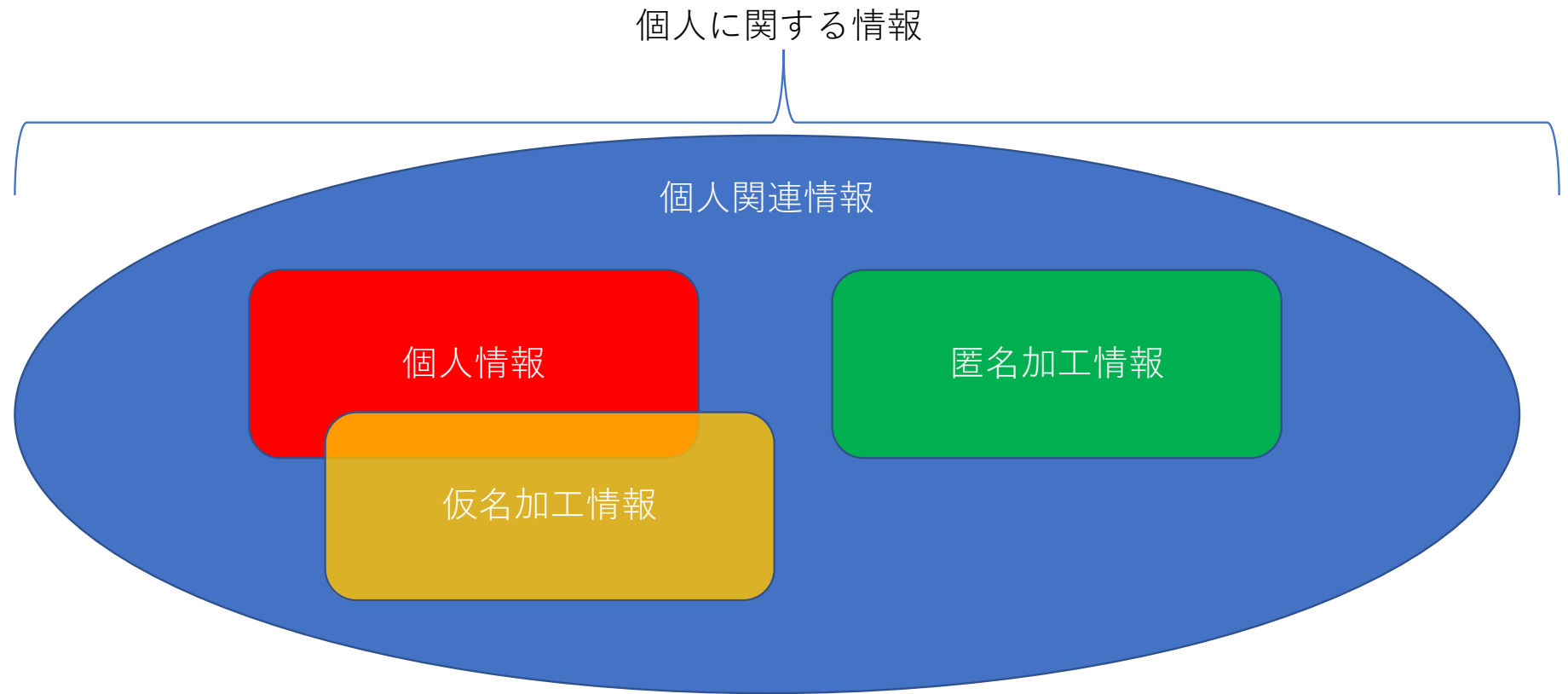
（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第72条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

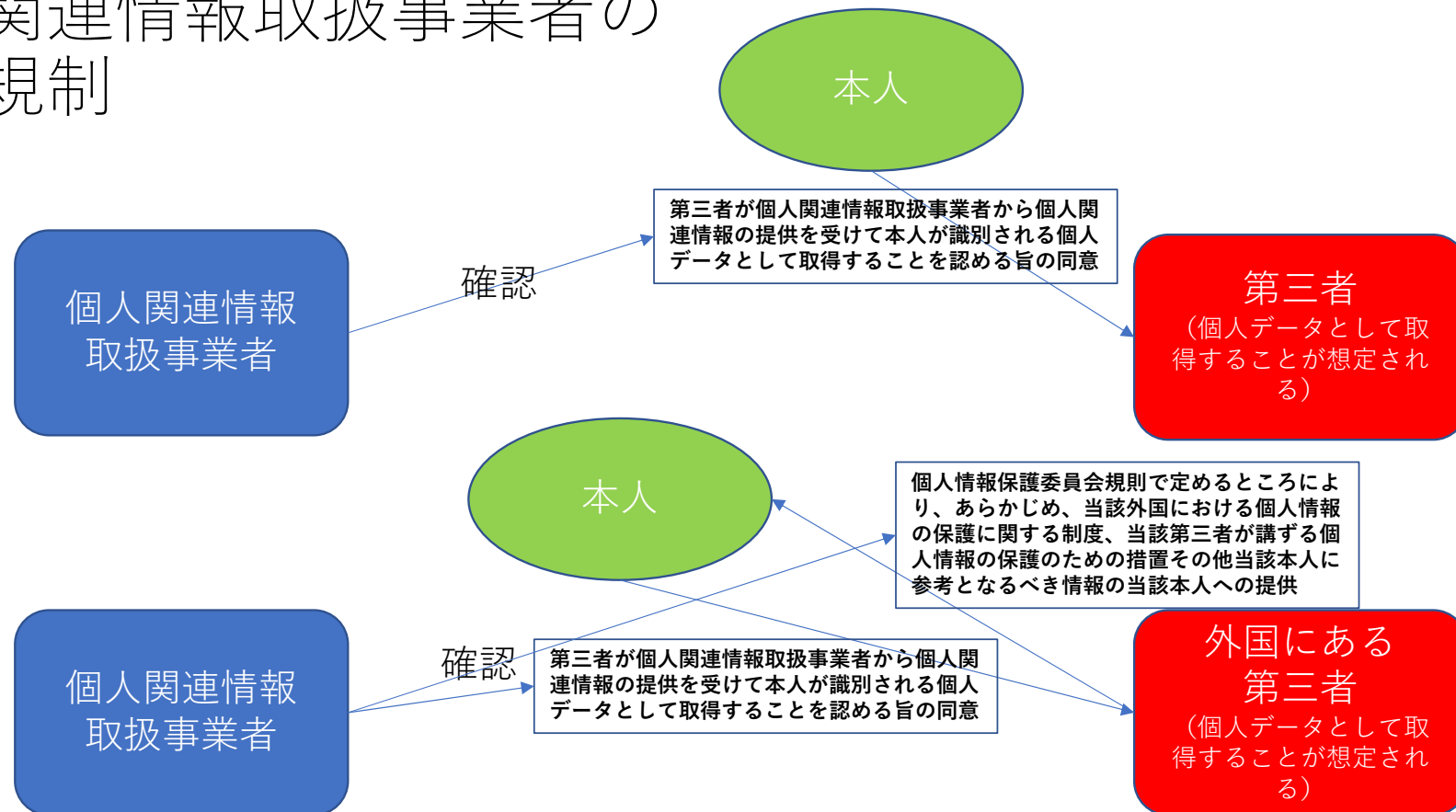
新政令第7条の2

法第二十六条の二第一項の政令で定めるものは、これに含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

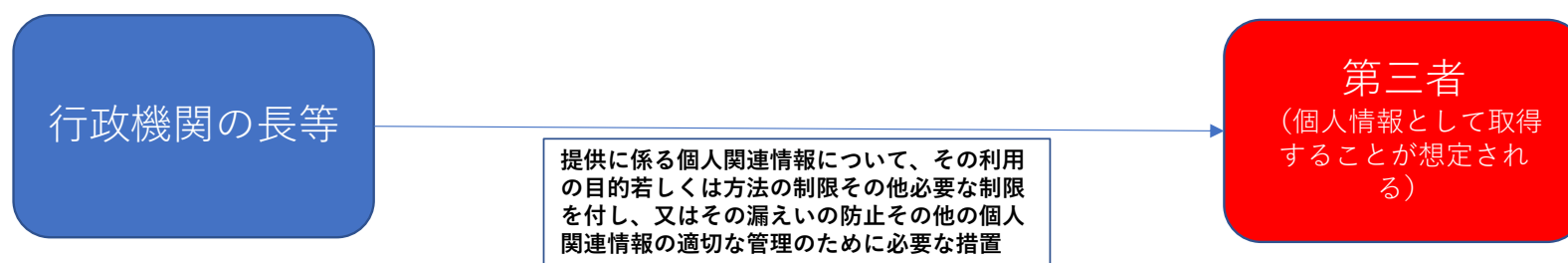
個人関連情報の定義



個人関連情報取扱事業者の 行為規制



行政機関の長等の行為規制



仮名加工情報

新第2条9項（令和3年改正後2条5項）

この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

新第2条10項（令和3年改正後16条5項）

この法律において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第35条の2第1項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第5項各号に掲げる者を除く。

新政令第5条

法第2条第10項の政令で定めるものは、これに含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

仮名加工情報

新第35条の2（令和3年改正後41条）

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第16条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第15条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 仮名加工情報についての第18条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第19条の規定は、適用しない。
- 仮名加工情報取扱事業者は、第23条第1項及び第2項並びに第24条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第23条第5項中「前各項」とあるのは「第35条の2第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第25条第1項ただし書中「第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第23条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第26条第1項ただし書中「第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第23条第5項各号のいずれか」とする。
- 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第15条第2項、第22条の2及び第27条から第34条までの規定は、適用しない。

第35条の3（令和3年改正後42条）

仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2 第23条第5項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第5項中「前各項」とあるのは「第35条の3第1項」と、同項第1号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第20条から第22条まで、第35条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第20条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

仮名加工情報

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第73条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、**仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第128条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。**

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

行政機関の長等が自ら作成することは想定されていない？

安全管理措置，従業者の義務，措置要求

行政機関個人情報保護法

（安全確保の措置）

第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報（行政機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第三十八条、第四十八条、第五十条及び第五十一条において同じ。）の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第7条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第9条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

3. 個人情報ファイル関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 国の行政機関に関しては、改正後の個人情報保護法第5章第3節に規定する個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第74条）
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- また、独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の独立行政法人等個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律の適用は無いものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用する。
- なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている「個人情報取扱事務登録簿」に関する運用については、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。（法第75条第5項）

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

個人情報データベース等，個人情報ファイル，個人情報取扱事務登録簿の併存

(定義)

第16条

この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(定義)

第60条第2項

この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第75条5項

前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

4. 開示、訂正及び利用停止関係

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、開示、訂正及び利用停止に関する規律（法第5章第4節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を基本的に踏襲する。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか開示等請求を行うことが認められていなかったところ、令和3年改正法により任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が原則として適用されることになるが、地方公共団体毎に定められている情報公開条例との整合性を確保するため、非開示情報、開示等手続細則及び審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

【条例と開示等手続きとの関係】

- 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること（法は原則として請求から30日以内と規定。）
 - ◆ 手数料を無料又は従量制とすること※ 口頭開示について、許容されるとすればどのような場合・範囲で可能かについて今後整理予定。
- 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

7. 規律移行法人関係

- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、民間部門の規律が適用される。
 - ※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第2に掲げる次の法人等をいう。
 - ・ 沖縄科学技術大学院大学学園
 - ・ 国立研究開発法人
 - ・ 国立大学法人
 - ・ 大学共同利用機関法人
 - ・ 独立行政法人国立病院機構
 - ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - ・ 放送大学学園
- 他方、政府の一部を構成する独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第124条第2項、第127条及び第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。
- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。
- なお、法第66条第2項第3号及び第4号の規定により、民間部門の個人情報の取扱いに係る規律が適用される独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合は、（民間部門ではなく）公的部門における安全管理措置義務が適用される。
- また、上記の政令で定める業務に従事している者又は従事していた者については、行政機関等の職員等と同様、法第176条及び第180条の罰則の対象となる。

学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

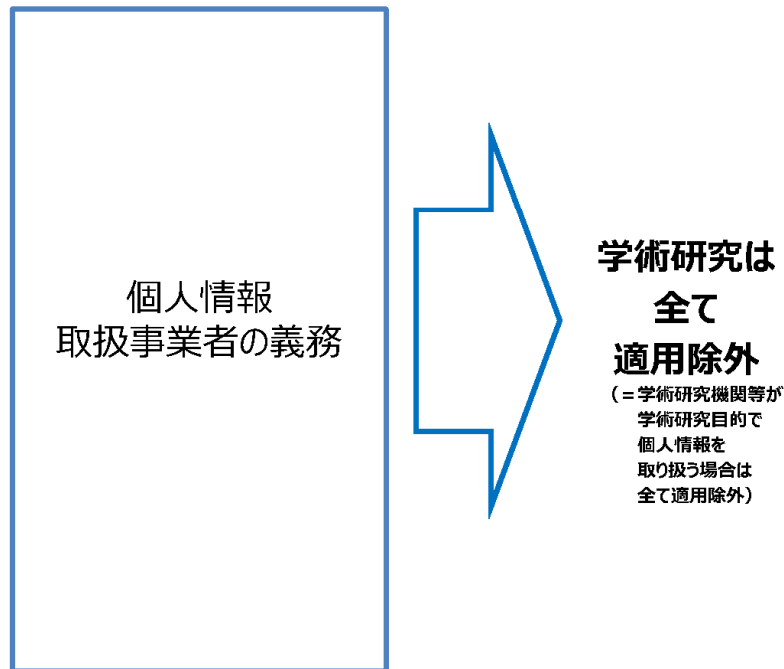
第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議

令和3（2021）年5月7日

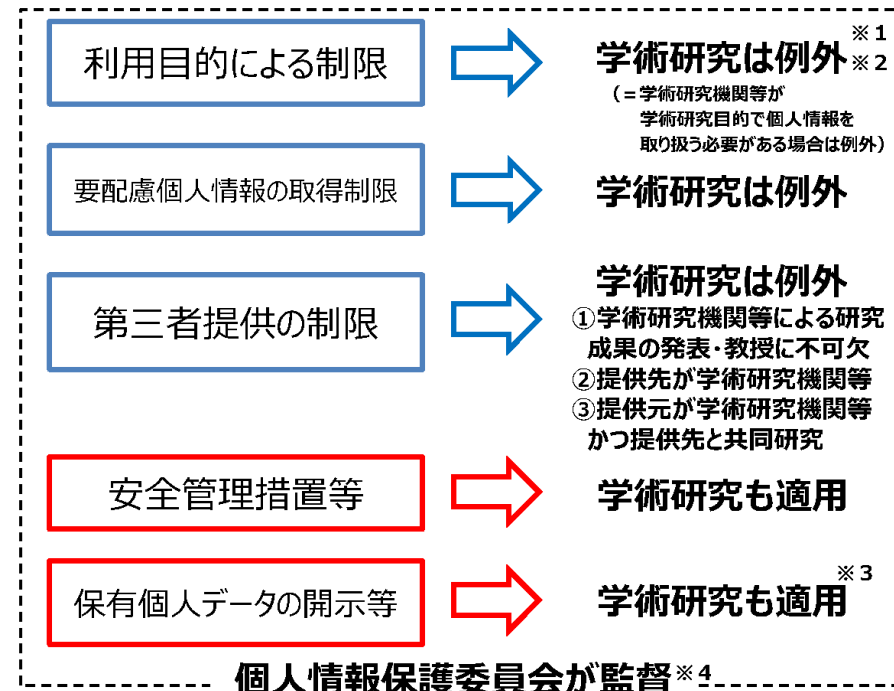
資料3-2

- ・ EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについてもGDPRに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする**。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】



【見直し後】



※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）

※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない

※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

※4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

2021/9/29

70

【参考】学術研究機関等の責務等について

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

○デジタル社会形成整備法案第51条による改正後の個人情報保護法（抄）

（学術研究機関等の責務）

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（委員会の権限の行使の制限）

第百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学間の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 （略）

【参考】学術研究機関等の責務等について

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（抄）

（令和2年12月 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース）

1. 総論的事項

1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

（3）具体的検討

5. ただし、大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、「3.」及び「4.」の規律の運用についても、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要がある。そこで、このような観点から、

- 学術研究機関等に対して、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独で又は共同して策定・公表することを求めた上で、
- 学術研究機関等による個人情報の取扱いが当該自主規範に則っているときは、個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないことが適当である。

もっとも、学術研究機関等が策定する自主規範の内容が、個人の権利利益の保護の観点からは不十分である可能性も否定できない。そこで、自主規範に則った個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、個人情報保護委員会は、例外的に、その監督権限を行使し得るものとするのが適当である。

趣旨

【背景】

- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法の改正が行われる（令和3年改正個人情報保護法）。
- 学術研究機関等については、現行個人情報保護法で設けられていた一律の適用除外が廃止される一方で、新たに利用目的による制限に関する例外規定等が設けられる。
- また、従来は異なる属性（民間事業者、独立行政法人等、地方独立行政法人等）の主体が行う個人情報の取扱いは、それぞれ個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例といった別個の規律の適用を受けていたところ、今般の法改正により、学術研究分野及び医療分野においては、原則として、現行の個人情報保護法が定める民間事業者に対する規律に一本化される。
- 改正後の個人情報保護法は令和4年春の施行が予定されており（地方関係部分は令和5年春の施行を予定。）、関係機関等には新たな制度の施行に向けた対応が求められる。

【本資料の目的】

- 改正法における「学術研究機関等」に係る規律は、学術研究機関等のみならず、これらと共同研究を行う民間事業者や行政機関等における個人情報の取扱いにも関係する。
- 本資料は、今後のガイドライン等の策定に先立ち、学術研究機関等に関係する規律の考え方をあらかじめ示し、関係者に改正法に対する理解を深めていただくことを通じ、対応準備を促すもの。
- 今回示す内容は、最終的には個人情報保護法ガイドライン（通則編）の内容の一部として提示する予定であるが、今後の検討を進めていくなかで、本資料の記載の内容については、最終的なガイドラインの記載事項との差異が生じる可能性がある。『情報法制レポート』創刊記念セミナー

I. 官民を通じた学術研究分野における 個人情報保護の規律の概要

官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 現行の個人情報保護法は、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としている。
- 今般の法改正により、民間部門の学術研究機関にも、① 安全管理措置（改正後の個人情報法第23条）や② 本人からの開示等請求への対応（同第33条等）等に関する義務については、他の民間事業者と同様の規律を課すこととなる。
- また、学術研究を行う独立行政法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人についても、民間学術研究機関等と同様の規律が適用されることになるが、開示等や行政機関等匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用される。
- その上で、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、① 利用目的による制限（改正後の個人情報法第18条）、② 要配慮個人情報の取得制限（同第20条第2項）、③ 個人データの第三者提供の制限（第27条）など、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置いている。

1. 利用目的変更の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合

2. 要配慮個人情報取得の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合

3. 第三者提供の制限の例外 ※

- 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など

4. 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定。
 - 当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守。
 - 個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表（努力義務）。

5. 規律移行法人

- 国公立の病院、大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ただし、開示、訂正及び利用停止に係る取扱いや行政機関等匿名加工情報の提供等については、公的部門の規律が適用される。

Ⅱ．学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

- 本資料において条文番号は、令和4年春施行予定のデジタル社会形成整備法第50条による改正後のもの。
 - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和4年春施行予定）
民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
 - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和5年春施行予定）
（民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、）地方公共団体についても個人情報保護法が適用。

Ⅱ．学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

改正法における「学術研究機関等」及び「学術研究目的」

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

法第16条第8項

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

- ・ 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
- ・ 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。
- ・ なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。
- ・ 一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

※国公立の大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として民間の大学等、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

学術研究目的

「学術研究目的」に関する主な条文

- ① 利用目的変更の制限の例外に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
- ② 要配慮個人情報の取得の制限の例外に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
- ③ 個人データの第三者提供の制限の例外に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- ④ 学術研究機関等の責務に関するもの（法第59条）

- ・ 「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- ・ なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

改正法の例外規定の適用に関する共通要件

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 学術研究機関等による学術研究目的の個人情報等の取扱いは、安全管理措置や開示請求等の義務を課すが、一般の個人情報取扱事業者が遵守する以下の規制については、例外規定が適用される。
 - ① 利用目的変更の制限に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
 - ② 要配慮個人情報の取得の制限に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
 - ③ 個人データの第三者提供の制限に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- これらの規制が例外的に除外されるためには、「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合であって、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に当たらないことが必要。

【学術研究目的で取り扱う必要がある】

- ・ 「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合については、一般の民間事業者による個人情報の利用と比べ、個人の権利利益が侵害されるおそれが相当程度低下することとなる一方で、真理の発見・探求を目的とする学術研究における意義が認められるものであることから、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供を認めることによる利益が、これらを認めることによる本人への不利益を上回るものと考えられる。
- ・ そのため、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供は、学術研究目的で当該個人情報を取り扱う必要性がある場合に限られ、その上で、当該学術研究目的の達成のため必要最小限の範囲で取り扱うことが必要である。
- ・ また、学術研究目的で取り扱う必要があつて、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対して提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、個人を識別することができないよう個人情報を加工するなど、可能な措置を講ずることが望ましい。

【個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合】

- ・ 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、目的外利用又は提供をすることはできない。この場合、当該個人情報を不当に侵害しないような形で加工するなど適切に処理する必要がある。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

利用目的変更の制限の例外

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

法第18条第3項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

法第18条第3項第6号

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 個人情報取扱事業者が、学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

要配慮個人情報取得の制限の例外

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

法第20条第2項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

法第20条第2項第6号

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

第三者提供の制限の例外

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

法第27条第1項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

事例1) …顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、目線を隠す等の対応をすることにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき

事例2) …実名で活動する特定の作家の作風を論ずる文学の講義において、当該作家の実名を含む出版履歴に言及する場合であって、作家の実名を伏せることにより当該講義による教授の目的が達せられなくなるとき

法第27条第1項第6号

(6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

Ⅱ．学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

第三者提供の制限の例外

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

法第27条第1項第7号

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、当該学術研究機関等に対する個人データの第三者提供に当たって、提供する個人情報取扱事業者は、本人の同意を取得する必要がある。

Ⅱ．学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

学術研究機関等の責務

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

法第59条

個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- 学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
- この点、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律のうち、個人情報の目的外利用（法第18条）、要配慮個人情報の取得（法第20条第2項）及び第三者提供の制限（法第27条）に関しては、学術研究機関等が学術研究の用に供する場合、学術研究機関等が学術研究の結果の発表又は教授の用に供する場合、及び非学術研究機関等が学術研究機関等と共同して学術研究の用に供する場合について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限って、事前の本人同意を要しない等の特例が設けられている。
- 一方で、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律であっても、利用目的の特定（法第17条）、不適正な利用の禁止（法第19条）、適正な取得（法第20条第1項）、利用目的の通知（法第21条）及びデータ内容の正確性の確保（法第22条）については、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。
- また、個人データの安全管理措置に係る規律（法第23条から第26条まで）、保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る規律（法第33条から第40条まで）、仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第3節）、匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第4節）及び民間団体による個人情報の保護の推進に係る規定（法第4章第5節）についても、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。

Ⅱ．学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

学術研究機関等の責務

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

（学術研究機関等による自主規範の策定・公表について）

- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範に則っているときは、法第146条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。
- ただし、自主規範に則った個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

【参考】法第146条第1項

委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

規律移行法人

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

法第123条第2項

- 2 別表第二に掲げる法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百五条及び次章から第八章まで（第七十一条、第七十五条及び第七十六条を除く。）の規定を適用する。
- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。
 - ※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、改正後法別表第2に掲げる次の法人等をいう。
 - 沖縄科学技術大学院大学学園
 - 国立研究開発法人
 - 国立大学法人
 - 大学共同利用機関法人
 - 独立行政法人国立病院機構
 - 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - 放送大学学園
 - 他方、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第124条第2項、第127条及び第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。

※地方独立行政法人に関する規律（令和5年春施行予定）

- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。

Ⅲ. 今後の予定

改正法の円滑な施行に向けた取組の方針

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係者の意見を聞きながら、ガイドライン・施行準備マニュアル等の整備を進める。

○ ガイドライン

- ・ 新たに追加された各種例外や学術研究機関等の責務に関する規定について、現行の個人情報保護法ガイドライン（通則編）に関係規定に関する説明を追記する形で対応。
（改正）目的外利用、要配慮個人情報の取得、第三者提供、適用除外 等
（追加）「学術研究機関等」、「学術研究目的」、学術研究機関等の責務 等
※ 事例についても、今後、盛り込む予定。

○ 関係機関等への支援

- ・ 国立大学法人を含む学術研究機関や規律移行法人からは、プライバシーポリシーや内部規程等の整備、安全管理体制、教員・研究者向け周知方法、漏えい等報告への対応などについて、個人情報保護委員会に相談が寄せられている。
- ・ このため、個人情報保護委員会としては上記ガイドラインの公表に加えて、関係機関や法人に対して改正法の施行に向けた準備作業について、情報提供等の必要な支援を行っていく。

GDPRにおける越境移転制限

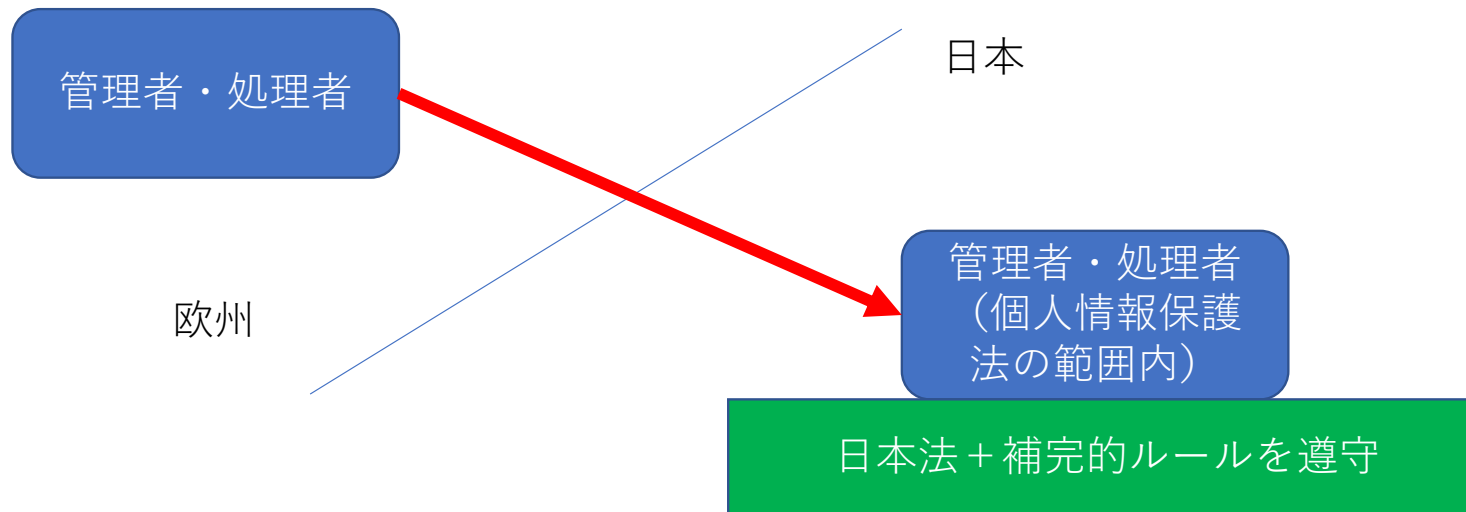
- 欧州一般データ保護規則（GDPR）上，欧州（EU/EEA）域外への移転は原則禁止されており，GDPR44条以下の要件を満たした場合にのみ許される．
- GDPR45条（十分性認定）は，最も原則的な移転手段であり，国又は地域が，個人データの保護について十分なレベルの保護措置を確保している場合に十分性について，欧州委員会が決定を下すのが基本である
 - 例えば，日本について”Commission Implementing Decision (EU) 2019/419 of 23 January 2019 pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan under the Act on the Protection of Personal Information (Text with EEA relevance) C/2019/304/”

GDPRにおける十分性認定

- 十分性認定とは、欧州一般データ保護規則（GDPR）において、個人データの欧州（EU加盟国及びEEA3カ国）からの移転が原則禁止されているところ、十分なデータ保護の制度を備えている国又は地域として認定されることで、移転が可能となる制度である（ただし、GDPRは個人データの処理も原則禁止しており、処理の適法化事由が不要となるわけではないことに注意が必要である）。具体的には、GDPR第44条及び45条がこれを定める）。
- 十分性判定がなされたのは、
 - アンドラ、アルゼンチン、カナダ（民間部門）、フェロー諸島、ガーンジー島、イスラエル、マン島、ジャージー島、ニュージーランド、スイス、ウルグアイ（7カ国4地域）、日本
- ~~EU-USプライバシースシールドスキーム~~

日本の十分性認定

Commission Implementing Decision (EU) 2019/419 of 23 January 2019 pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan under the Act on the Protection of Personal Information (Text with EEA relevance) C/2019/304/



日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効（2019年1月23日）

- 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが、平成31年1月23日に発効しました。
- 本枠組みの構築に関しては、日EU双方の経済界の要望等も受け個人情報保護委員会と欧州委員会との間で交渉を重ね、平成30年7月、個人情報保護委員会が個人情報保護法第24条に基づく指定をEUに対して行い、欧州委員会がGDPR第45条に基づく十分性認定を我が国に対して行う方針について合意に至りました。この合意を踏まえて、我が国においては、第85回個人情報保護委員会において、上記のEU指定を1月23日付けにて行うことを決定しました（※）。また、欧州委員会においても、上記の我が国の十分性認定を同23日付けにて行うことを決定しました。

熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（2019年1月23日）

- 熊澤春陽委員とベラ・ヨウロバー委員は、本日、個人情報保護委員会と欧州委員会による、お互いの個人データの保護レベルが同等だとする決定の採択を歓迎する。
- 相互に十分に性を見出すことの重要性を認め、データが安全に流通する世界最大の地域が創出され、及び、独自の基となるデータ駆動型経済の持続可能性を確保し、通商の流通を促進する。この決定は、日EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与する。
- 日EUの市民は、個人データの移転における強固な保護を享受する一方、日EUの全ての企業は、お互いの経済圏への自由なデータ移転による便益を享受することとなり、日EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与する。
- 相互に十分に性を見出すことによって、日EUは、プライバシーに関する価値観の共有及び高いレベルの個人データの保護に基づく世界標準の形成に向けた協力の強化へのコミットメントを再確認する。

十分性認定のポイント

- あくまで個人情報保護法の対象範囲に限ったものである。
 - ①個人情報保護法部分の評価, ②刑事的なアクセスについての評価, ③安全保障目的でのアクセスについての評価, からなる。単に個人情報保護法だけで維持できるものではない（例えば, ②には捜査事項照会制度についての評価も含まれる）
- EDPB, 欧州議会がそれぞれコメントを発している。EDPBは2年毎のレビューを主張。その他重大な指摘が多々。
- セーフハーバー (SchremsI), プライバシーシールド (SchremsII) が無効となったように, 欧州司法裁判所における司法審査の対象となり得る。不適切な運用が続けば無効となる可能性も否定できない。

十分性認定リサイタル10項

- "The two latter acts (amended in 2016) contain provisions applicable to the protection of personal information by public sector entities. Data processing falling within the scope of application of those acts is not the object of the adequacy finding contained in this Decision, which is limited to the protection of personal information by "Personal Information Handling Business Operators" (PIHBOs) within the meaning of the APPI.
- 行政機関個人情報保護法，独立行政法人等個人情報保護法は十分性認定の適用範囲ではなく，個人情報保護法上の個人情報取扱事業者における個人情報の保護に限定される

EDPB意見46項

- "The adequacy finding of this draft adequacy decision is limited to the protection of personal information by PIHBOs within the meaning of the APPL. This means that the adequacy is sectorial as it only applies to the private sector, excluding from its scope transfers of personal data between public authorities and bodies. Currently, the European Commission briefly mentions this specificity of the scope of the adequacy in recital 10 of the draft adequacy decision."
- 本十分性認定案の十分である、という結論は個人情報保護法における個人情報取扱事業者による個人情報の保護に限られている。これは、~~公的機関及び組織間の個人データの移転は適用範囲から除かれ、十分性が民間分野にのみ適用される、分野的なものであることを意味している。~~ 現在のところ、欧州委員会は十分性の適用範囲のこの特異性について十分性認定案のリサイタル10で簡単に触れている

同47項

- "The EDPB invites the European Commission to explicitly mention the sectorial nature of this adequacy finding in the title of the implementing decision as well as in its Article 1 in accordance with Article 45 (3) GDPR."
- EDPBは欧州委員会に対し、GDPR45条3項に従って、その第1条と同様、実施決定のタイトルで、この十分性認定の分野別の性質について明示的に述べるよう求める。

十分性認定の題名には”under the Act on the Protection of Personal Information”（個人情報保護法の適用範囲）が明記され、日本の十分性認定は分野別の認定である（「特定の部門」，GDPR45条1項及び3項）ことが明らかとなった

- 日本語の文書ではあまり触れられていないので，注意が必要
- 理論的帰結
 - 十分性認定やEDPB意見から明らかなように，公的機関の保有する個人情報については十分性認定が得られていない
 - 個人情報保護法上の適用除外に該当する場合にはやはり十分性認定の埒外であるということ
- 具体例
 - 個人情報保護法76条1項柱書
 - 「個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については，その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは，第四章の規定は，適用しない。」
 - 3号
 - 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」
 - 「学術研究の用に供する目的」
- 学術研究機関（私立大学等）が個人情報を学術研究の用に供する場合，個人情報保護法上の，個人情報取扱事業者の義務規定が適用されないことと表裏一体として，十分性認定の対象にならない
- これらの事実から，大学（国立大学法人であるにせよ，私立大学であるにせよ，公立大学であるにせよ）が欧州の研究機関と共同研究する場合，欧州からの移転に際して，十分性認定に頼ることはできないということ

学術研究例外の整理

	目的外利用	要配慮個人情報取得	第三者提供
研究発表・教授			当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（27条1項5号）
事業者内取扱い	当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（18条3項5号）	当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（20条2項5号）	
学術研究機関等からの提供		学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。（20条2項6号）	当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。（27条1項6号）
学術研究機関等への提供	学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（18条3項6号）		当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（27条1項7号）

※「「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。」
(新16条8項)

	適用除外	民間事業者	独法等
適用除外	適用しない (76条1項3号)	適用しない (76条1項3号)	適用しない (76条1項3号)
民間事業者	権限を行使しない(43条2項)		[国の機関等の事務への協力(23条1項4号)]
独法等	目的内外部提供(9条1項) 特別の理由(9条2項4号)	目的内外部提供(9条1項) 特別の理由(9条2項4号)	目的内外部提供(9条1項) 相当の理由(9条2項3号)



	学術研究機関等	それ以外
学術研究機関等	成果の公表又は教授 (新27条1項5号) 学術研究目的共同研究 (新27条1項6号) 学術研究目的提供 (新27条1項7号)	成果の公表又は教授 (新27条1項5号) 学術研究目的共同研究 (新27条1項6号)
それ以外	学術研究目的提供 (新27条1項7号)	

個人情報の定義等の統一

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議

令和3（2021）年5月7日

資料3-2

＜現行法の規律＞

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法の個人情報：「他の情報と**照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

＜改正の方向性＞

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

5. 行政機関等匿名加工情報関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、行政機関等匿名加工情報に関する規律（法第5章第5節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が適用されることになるが、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとする。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうる
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

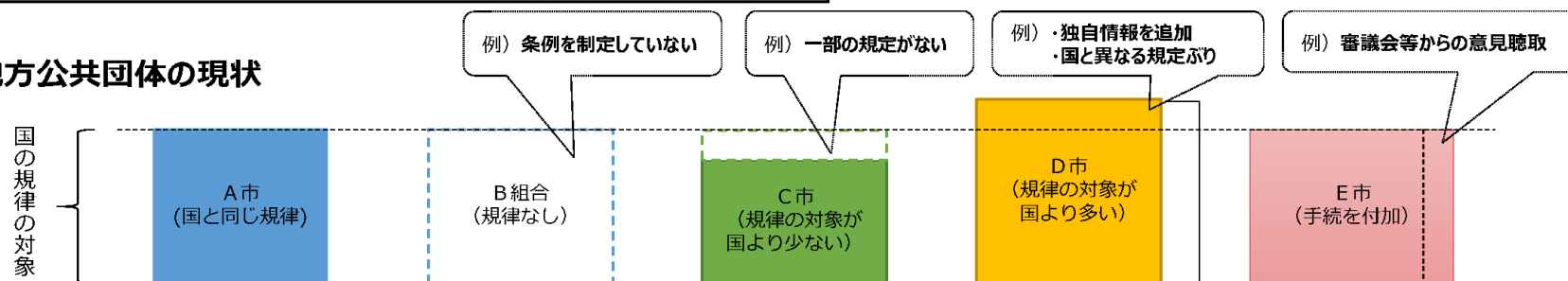
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

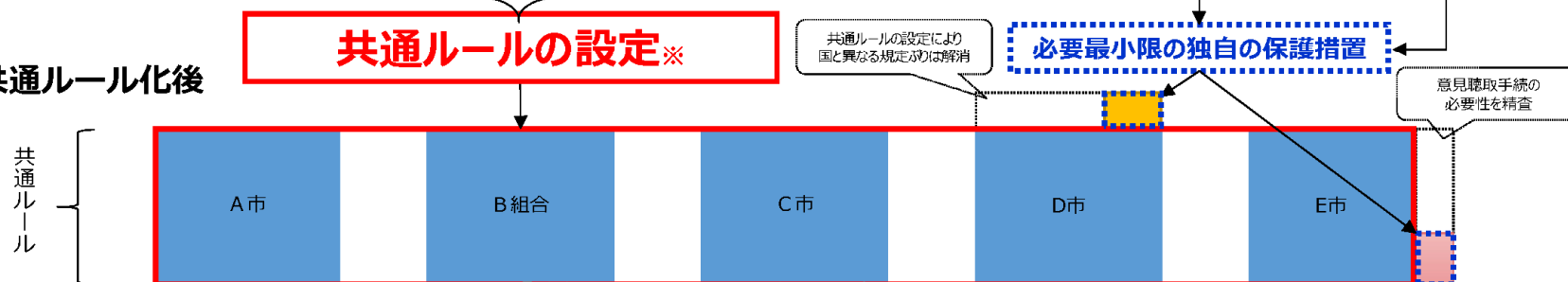
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 → 条例を個人情報保護委員会に届出

- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
- ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



2021/9/29

※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - ・ 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - ・ 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - ・ 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。